

富士河口湖町
第3期 地域福祉計画

令和7年3月

富士河口湖町

－目次－

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の趣旨	2
3. 計画期間	5
4. 計画の位置付け	6
5. 策定の体制	6
第2章 富士河口湖町の地域を取り巻く現状	7
1. 人口等の現状	7
2. 子どもを取り巻く現状	10
3. 高齢者を取り巻く現状	11
4. 障害者を取り巻く現状	12
5. 地域を取り巻く現状	13
6. アンケート調査結果に見る現状	16
第3章 計画の基本的な考え方	26
1. 基本理念	26
2. 基本目標	27
3. 施策の体系	28
第4章 主な取り組み方策	29
第5章 計画の推進に向けて	43
1. 計画の点検・評価	43
2. 推進体制	43
資料編	44
1. 用語解説	44
2. 富士河口湖町 第3期地域福祉計画策定委員名簿	46

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

近年、我が国においては、人口減少や少子高齢化が急速に進行するとともに、家族形態も多様化しており、地域住民のつながりも希薄になっています。暮らしの中での生活課題も、地域からの孤立やひきこもり、老老介護^{※1}や認認介護、制度や分野の狭間で支援の届きにくい8050問題^{※2}やダブルケア^{※3}、ヤングケアラー問題など、多岐にわたっており、複雑化・複合化もみられるようになっています。

また、地域社会からの孤立によって、誰にも相談することができず、抱えている生活課題が深刻化することも大きな問題となっています。誰もが住み慣れた地域で、いつまでも自分らしい生活を送ることができる社会を実現するためには、地域における人と人とのつながりを再構築し、さらに強化していく必要があります。

一方、令和5年度に本町で実施した「地域福祉計画策定に係るアンケート調査」において、福祉について「関心がない」と答えた方が16.4%、地域活動に「あまり取り組みたくはない」と答えた方は14.8%と、いずれも前回調査より割合が高くなっており、全国的な傾向と同様に地域福祉への関心の低下や、人と人とのつながりの希薄化が表出しています。

この度、令和6年度に「富士河口湖町第2期地域福祉計画」の計画期間が満了することに伴い、これらの課題や現状を踏まえ、社会の変化に対応しながら、地域で暮らす住民、行政、社会福祉協議会や関係団体、事業者等が互いに協力・連携して地域福祉を推進する指針とするため、「富士河口湖町第3期地域福祉計画」を策定します。

老老介護…※1

老老介護とは、高齢者の介護を高齢者が行うことです。主に65歳以上の高齢の夫婦や親子、きょうだいなどのどちらかが介護者であり、もう一方が介護される側となるケースを指します。認認介護も同様に、高齢の認知症患者の介護を認知症である高齢の家族が行うことです。

8050問題…※2

80歳代の高齢の親と、無職独身の子どもが同居する世帯が、社会的孤立を深めることで必要な支援につながらない問題です。背景にあるのは子どもの「ひきこもり」であり、ひきこもり世帯が高齢化したことで、親の介護、経済的困窮、社会からの孤立など、複合的な課題が生じており、8050問題の長期化による9060へと問題が移行しています。

ダブルケア…※3

子育てと親族等の介護を同時期に行っている状態のことを言います。晩婚化や核家族化を背景に表面化した問題であり、ダブルケアを行う人の身体的、精神的、経済的負担が大きくなることが問題視されています。

2. 計画の趣旨

地域福祉計画とは、本町の将来を見据えた地域福祉のあり方や、地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるもので、地域福祉を推進するための総合的な計画であり、福祉及び保健分野の個別計画を横断的につなぐ計画です。

地域福祉計画は、地域福祉の向上を図りながら、誰もが地域で安心して暮らしていくため、地域住民や地域の多様な主体が参画し、支え合いながら共に地域をつくる「地域共生社会」の視点を持って実行していくことが求められています。

本町では、令和2年に「富士河口湖町第2期地域福祉計画」を策定し、「つなげよう！地域でつくる 一人の幸福 みんなの幸福」を基本理念として、地域住民や地域の多様な主体が支え合い、活躍できる地域共生社会の実現を目指し、地域福祉に関する施策を推進してきました。

第2期計画期間中の、令和2年以降、世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大したことにより、社会のシステムや経済活動に大きな変化が起きました。長引くコロナ禍の影響により、特に経済・雇用が不安定となり、生活困窮となる方が増え、また、職場や地域での関わり合いの機会も減少したことで、孤独・孤立の問題が社会的問題としてクローズアップされる中、令和5年には「孤独・孤立対策推進法」が成立しています。

第3期にあたる本計画においては、このような社会情勢の動きを捉えながら、令和3年に施行された、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」を踏まえ、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応することができる、包括的な福祉サービス提供体制の整備についての視点を取り入れながら計画を推進していきます。

さらに、本計画においては、高齢や障害によって判断能力が低下した人の権利が保護される体制の充実を図りながら誰もが地域社会に参画し、その人らしい生活を送ることができるよう、「成年後見制度利用促進基本計画」を新たに策定します。

また、国の「再犯防止推進計画」及び県の「山梨県再犯防止推進計画」を踏まえ、再犯防止の課題を地域で共有するとともに、罪を犯してしまった人たちを社会から排除し、孤立させるのではなく、地域社会の一員として再び受け入れることができる環境を構築するため、「再犯防止推進計画」を策定し、これら2つの計画を本計画に包含することで、関連する町の各個別分野計画と整合・連携を図りながら、総合的・横断的に推進し、地域の福祉力の向上を図ります。

地域共生社会とは

複雑化・複合化していく、地域課題の解消に向け、国は「ニッポン一億総活躍プラン」を平成28年6月に閣議決定しました。その中で、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。」と目標を掲げています。

地域共生社会は、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」と定義されています。

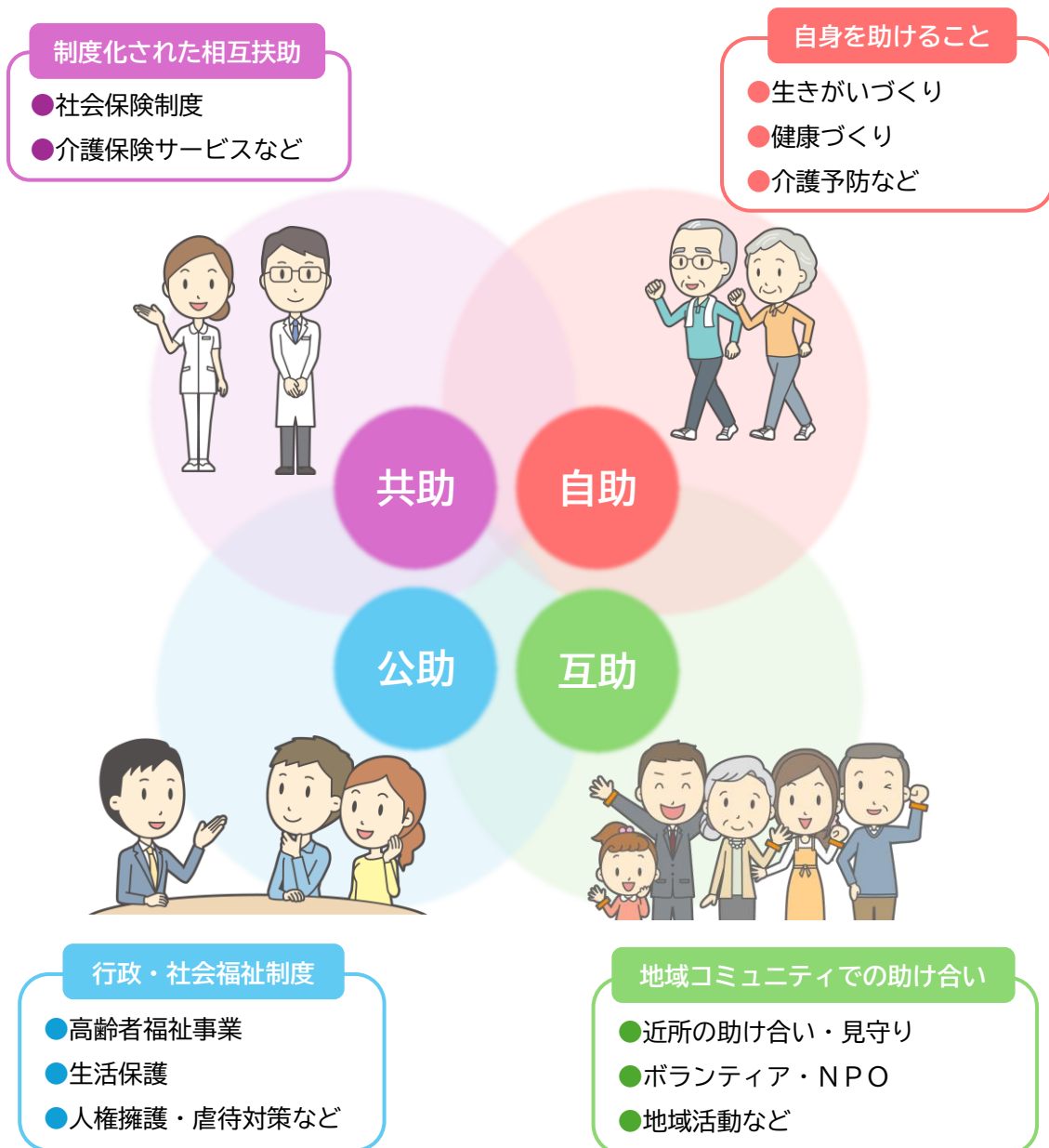


資料：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

地域福祉とは

「地域福祉」とは、子どもから大人まで、地域に住む誰もが安心して自分らしく過ごせるよう、様々な担い手（地域住民・事業者・行政機関など）が連携・協働しながら、地域が抱える課題を解決するために取り組んでいくことです。

地域福祉を推進するためには、「自助：自身を助けること」「互助：地域コミュニティでの助け合い」「公助：行政・社会福祉制度」「共助：制度化された相互扶助」に基づきながら、地域の一人ひとりが役割を果たしながら連携・協力することが大切です。



3. 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、本計画は令和11年度中に見直しを行い、令和12年度を初年度とする第4期計画を策定する予定ですが、本計画における施策が社会情勢の変化の中で効果的に実現するよう、計画期間中においては進捗状況を管理・検証し、必要とされる場合には見直しを行うこととします。

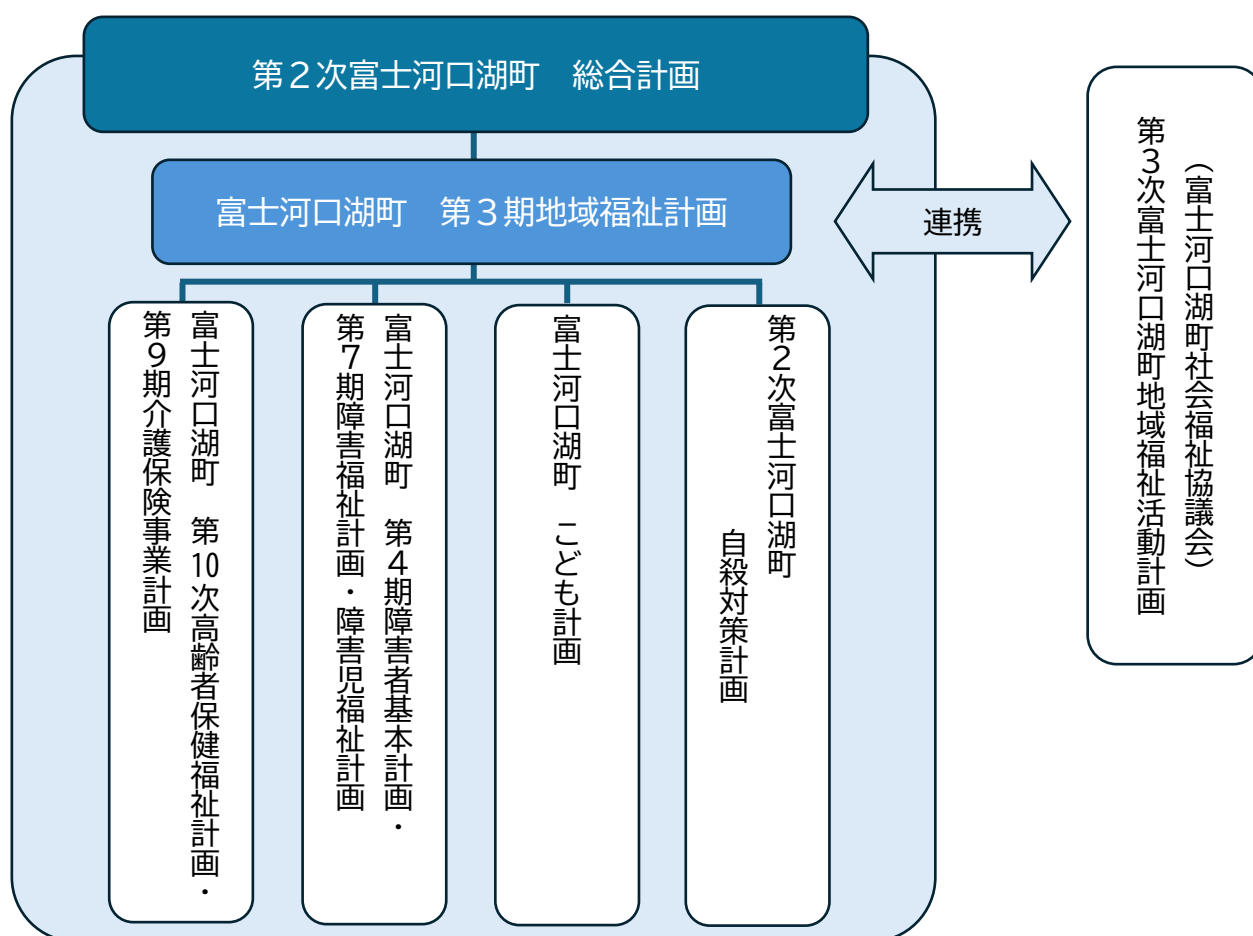
令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
第2次富士河口湖町 総合計画								第3次富士河口湖町 総合計画	
富士河口湖町 第2期地域福祉計画					富士河口湖町 第3期地域福祉計画				
第8次 第7期	第9次高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画			第10次高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画			第11次高齢者保健福祉計画 第10期介護保険事業計画		
第3期障害者基本計画				第4期障害者基本計画					
第5期	第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画			第8期障害福祉計画		
第1期	第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画			第4期障害児福祉計画		
第2期 富士河口湖町 子ども・子育て支援事業計画					富士河口湖町 子ども計画				
第1次 富士河口湖町 自殺対策推進計画			第2次 富士河口湖町自殺対策推進計画					第3次 富士河口湖町自殺対策推進計画	
第2次富士河口湖町地域福祉活動計画				第3次富士河口湖町地域福祉活動計画				第4次	

4. 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく、市町村地域福祉計画であり、「富士河口湖町総合計画」を上位計画としながら福祉分野の最上位計画として位置付けられるものです。

高齢者、障害者、子どもなどの各福祉分野の個別計画・施策では対応が困難な、制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯等に対して、関連する制度・事業を組み合わせながら支援することを目指します。

また、本計画は富士河口湖町社会福祉協議会が策定する「第 3 次富士河口湖町地域福祉活動計画」との整合・連携を図ります。



5. 策定の体制

本計画の策定にあたっては、地域福祉に関する専門的な知識を有する学識経験者や地域福祉に関係する町民の代表等により「地域福祉計画策定委員会」を組織し、各委員の立場・視点からご意見をいただき、方針の検討等を行いました。

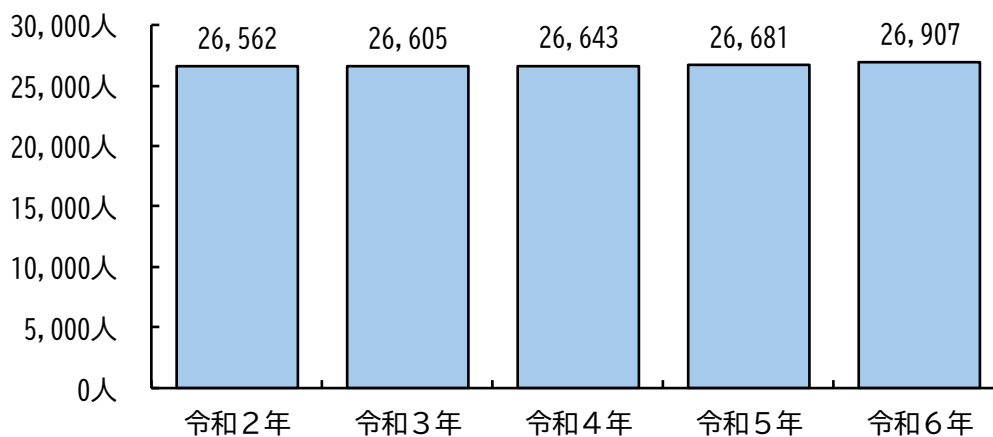
また、地域福祉に関する町民の考えや意見を把握するために令和 5 年度にアンケート調査を行い、併せて広く町民の意見を計画に反映するため、令和 7 年 2 月から 3 月にかけてパブリックコメントを実施しました。

第2章 富士河口湖町の地域を取り巻く現状

1. 人口等の現状

(1) 総人口の推移

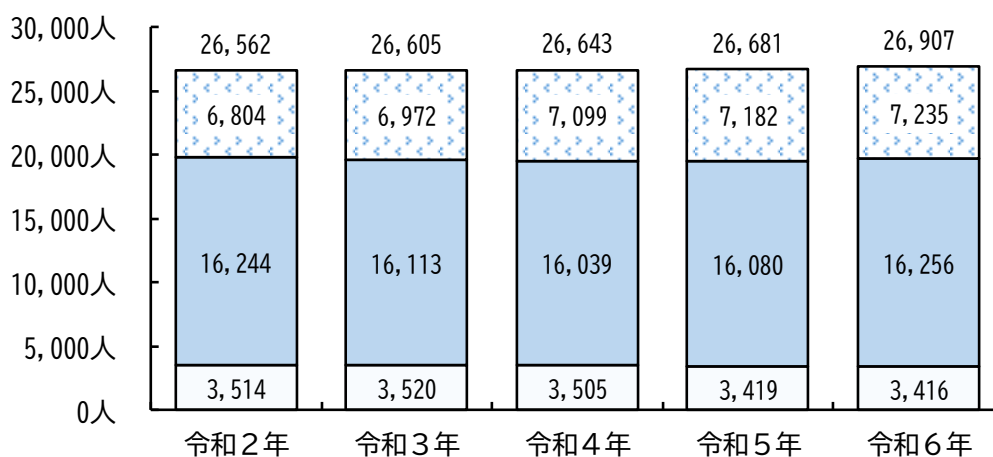
総人口は、令和2年から令和6年にかけて僅かながら増加傾向となっています。令和2年と令和6年を比較すると、総人口は345人増加しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別の人口をみると、年によって増減はありますが、老年人口は増加傾向となっており、令和6年で7,235人となっています。生産年齢人口はほぼ横ばいで推移していますが、年少人口は令和3年以降、減少傾向となっています。



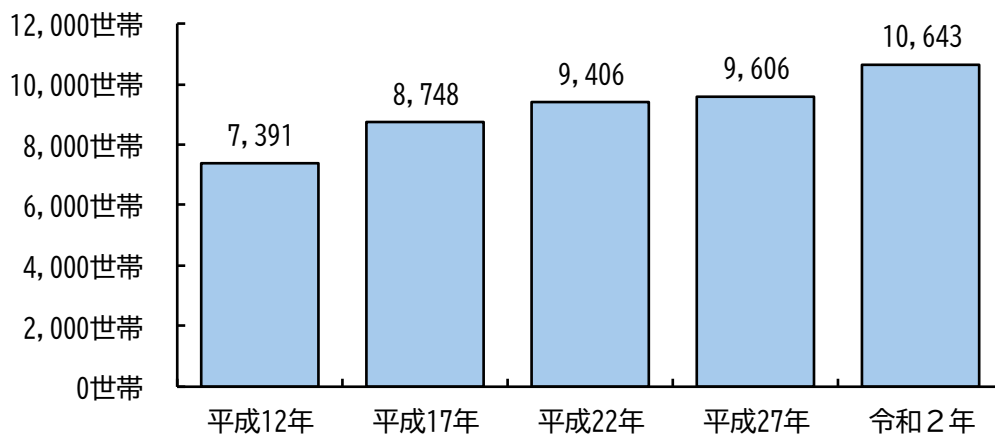
□ 年少人口（0～14歳） □ 生産年齢人口（15～64歳） □ 老年人口（65歳以上）

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 一般世帯数等の推移

①一般世帯数の推移

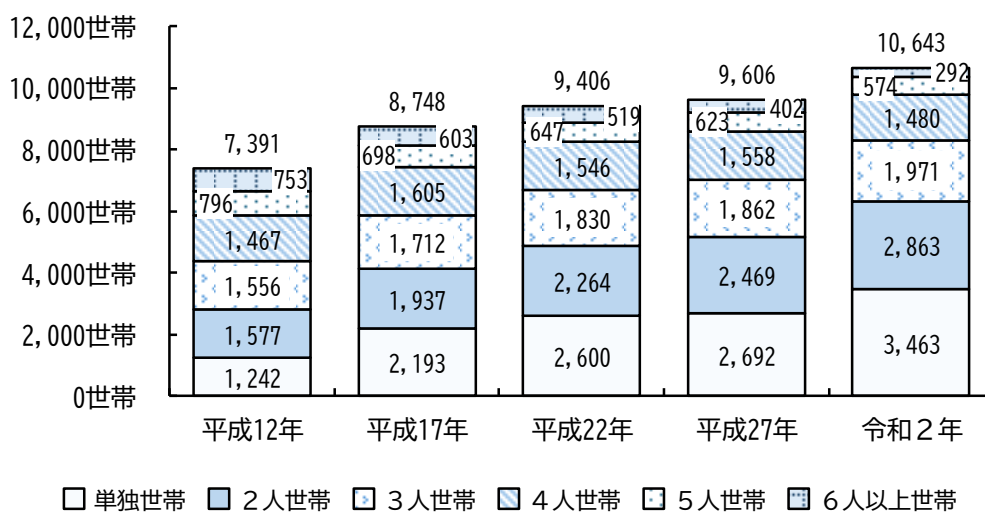
一般世帯数は、平成12年から令和2年にかけて増加傾向にあり、令和2年では10,000世帯を超えて10,643世帯となっています。



資料：国勢調査

②世帯構成の推移

世帯構成の推移について、平成12年と令和2年を比較すると、単身世帯は約2.8倍、2人世帯は約1.8倍の増加となっています。一方で、5人世帯、6人以上世帯は平成12年から令和2年にかけて一貫して減少傾向となっており、4人世帯は増減を繰り返しながら推移しています。

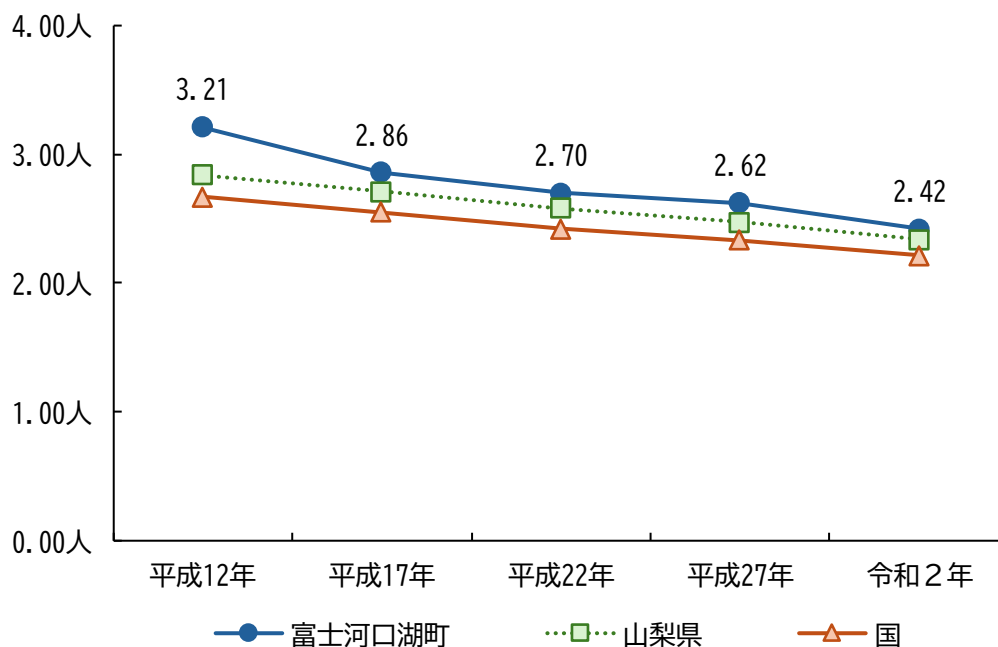


資料：国勢調査

③ 1世帯あたりの人員の推移

1世帯あたりの人員は、平成12年から令和2年にかけて減少傾向にあり、令和2年では2.42人となっています。

本町では、1世帯あたりの人員数は国と県を上回っていますが、年々人員数の差は縮まっています。



(単位：人)

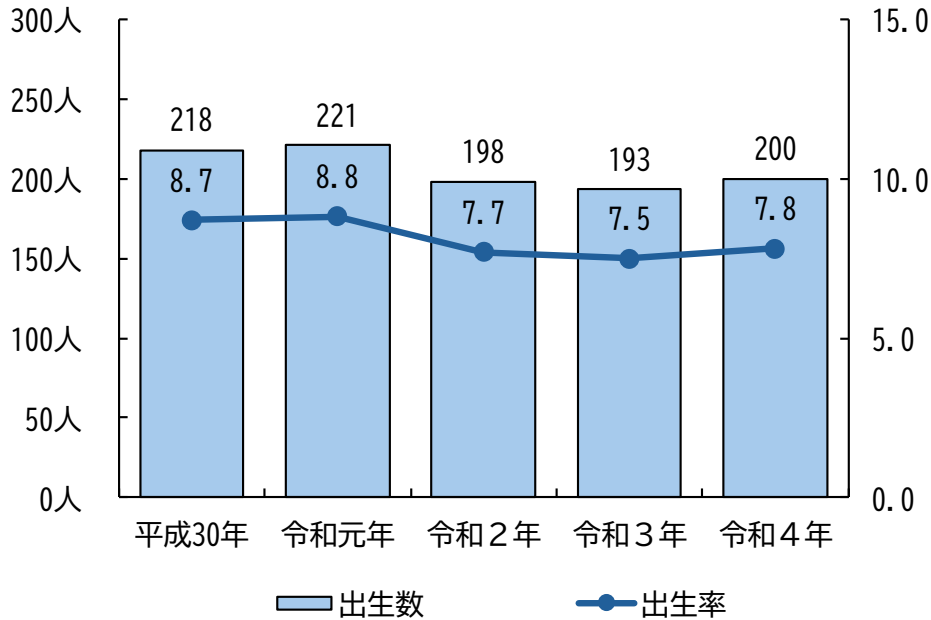
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
富士河口湖町	3.21	2.86	2.70	2.62	2.42
山梨県	2.84	2.71	2.58	2.47	2.34
国	2.67	2.55	2.42	2.33	2.21

資料：国勢調査

2. 子どもを取り巻く現状

(1) 出生数と出生率の推移

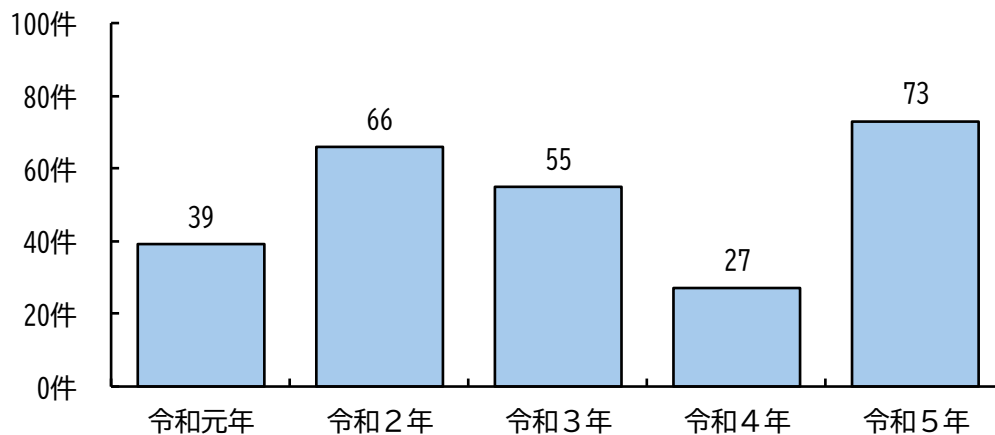
出生数は、年によって増減していますが、200人前後で推移しており、令和4年では200人となっています。出生率は、令和元年の8.8をピークに、令和3年まで減少傾向となっていましたが、令和4年には増加に転じています。



資料：人口動態統計（各年10月1日時点）

(2) 児童虐待相談件数の推移

児童虐待相談件数は、年によって増減がありますが、直近の5年間では令和5年の73件が最も多くなっており、令和4年の約2.7倍となっています。

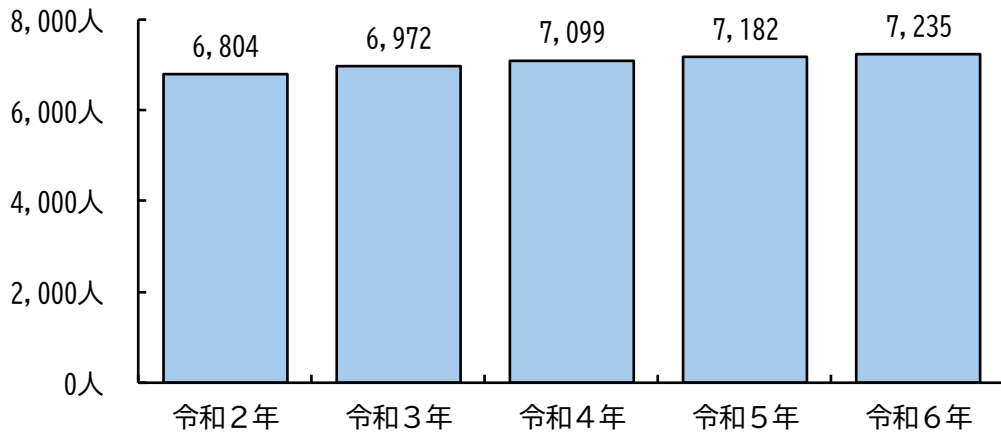


資料：富士河口湖町役場（各年3月31日時点）

3. 高齢者を取り巻く現状

(1) 高齢者人口の推移

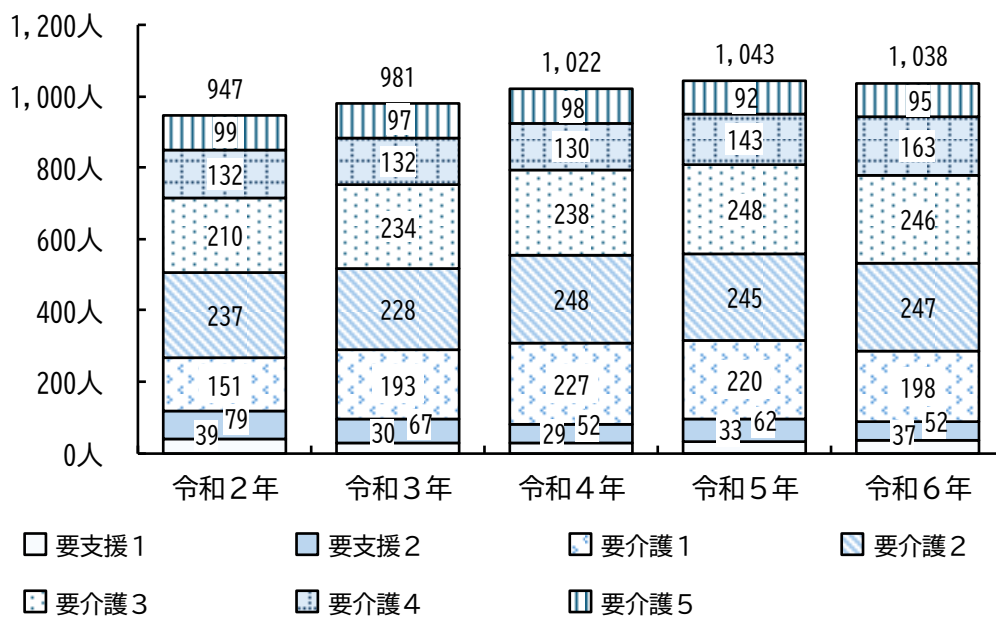
高齢者人口の推移をみると、令和2年から令和6年にかけて、毎年約100人のペースで増加しており、令和6年では7,235人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

(2) 要介護認定者数の推移

要介護認定者数の推移をみると、令和2年から令和6年にかけておおむね増加傾向にあり、特に要介護3から5の認定者数の合計は、令和2年で441人、令和6年は504人となっており、介護度の重度化がうかがえます。

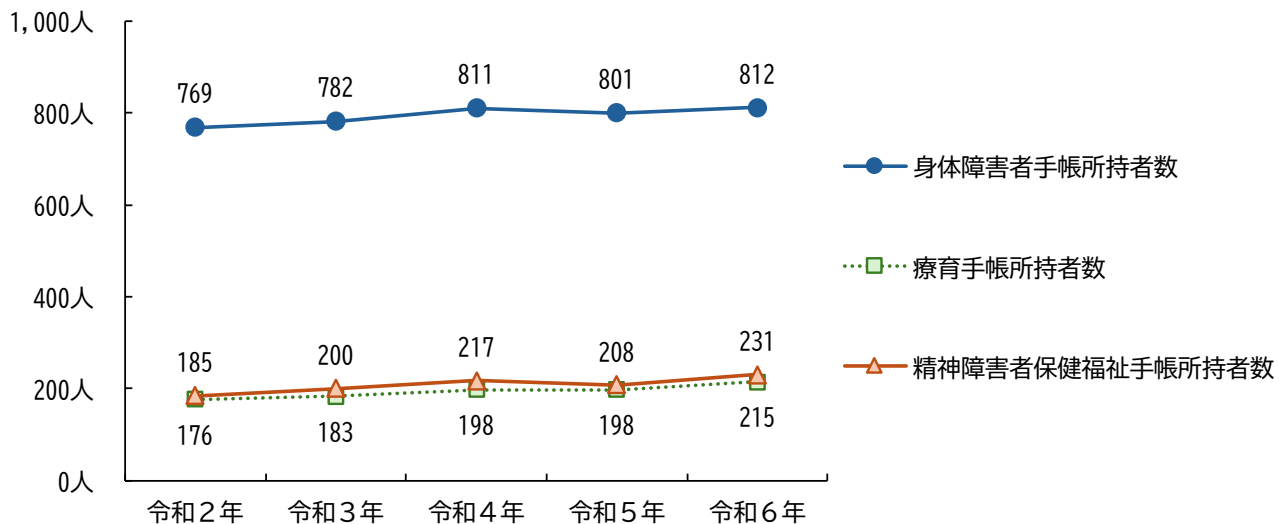


資料：介護保険事業状況報告（各年3月31日時点）

4. 障害者を取り巻く現状

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、年によって増減はありますが、いずれにおいても令和2年と令和6年を比較すると、増加傾向となっています。

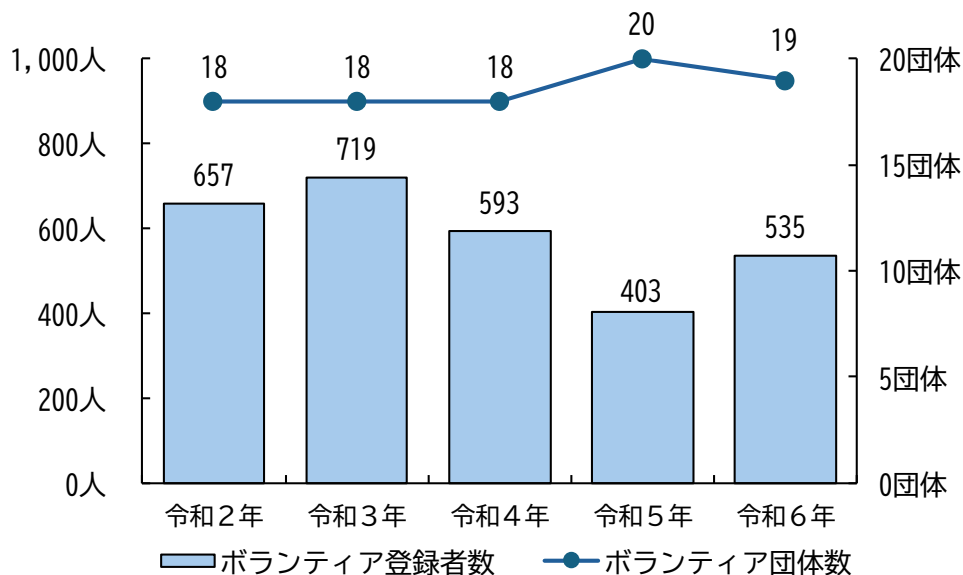


資料：富士河口湖町役場（各年4月1日時点）

5. 地域を取り巻く現状

(1) ボランティア団体数とボランティア登録者数の推移

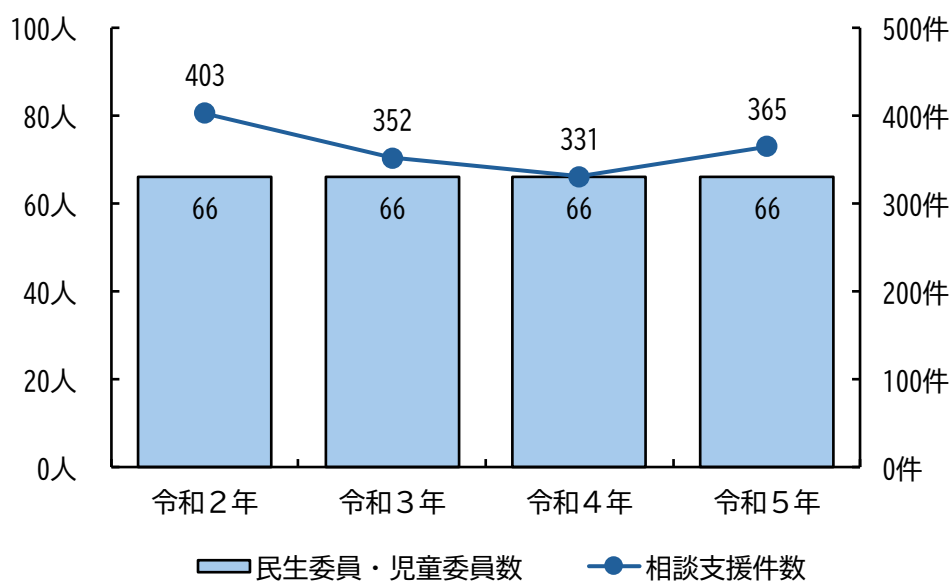
ボランティア団体数については、令和2年から令和6年にかけて、ほぼ横ばいで推移しています。ボランティア登録者数は、令和3年から令和5年にかけて減少が続いていましたが、令和6年では増加に転じ、535人となりました。



資料：富士河口湖町役場（各年4月1日時点）

(2) 民生委員・児童委員数及び相談支援件数

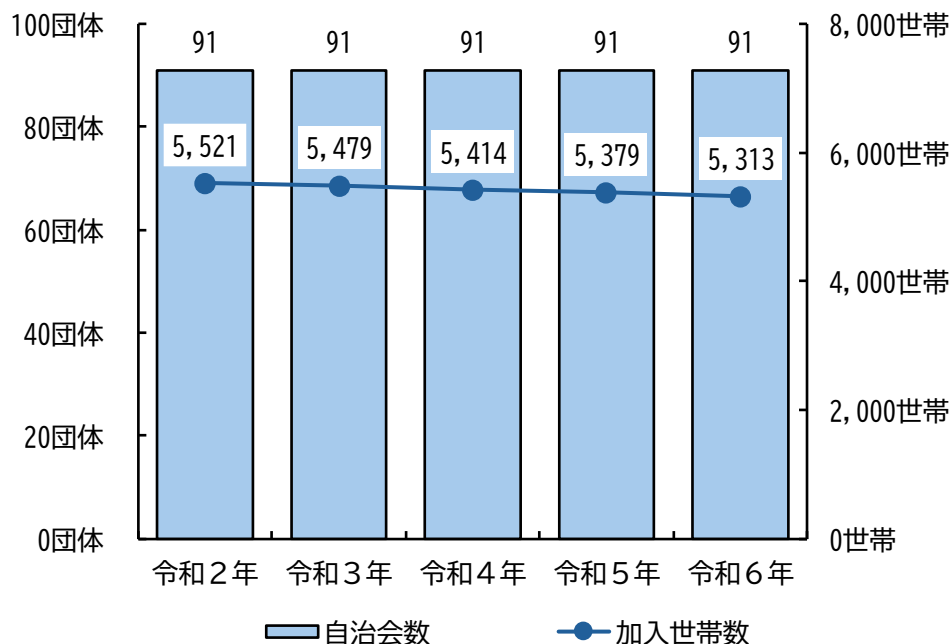
民生委員・児童委員数については、令和2年から令和6年にかけて66人で推移しています。相談支援件数については、令和2年から令和4年にかけて減少傾向が続いていましたが、令和5年ではわずかに増加し、365件となりました。



資料：富士河口湖町役場（各年4月1日時点）

(3) 自治会数及び加入世帯数

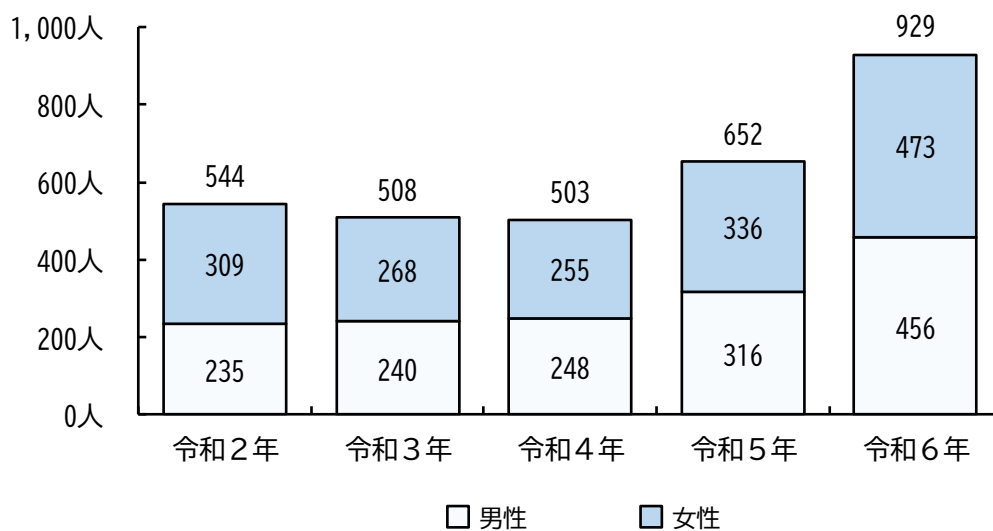
自治会数は、令和2年から令和6年にかけて91団体と増減はありませんが、加入世帯数をみると、毎年約50世帯前後のペースで減少しており、令和6年では5,313世帯となっています。



資料：富士河口湖町役場（各年4月1日時点）

(4) 外国人人口の推移

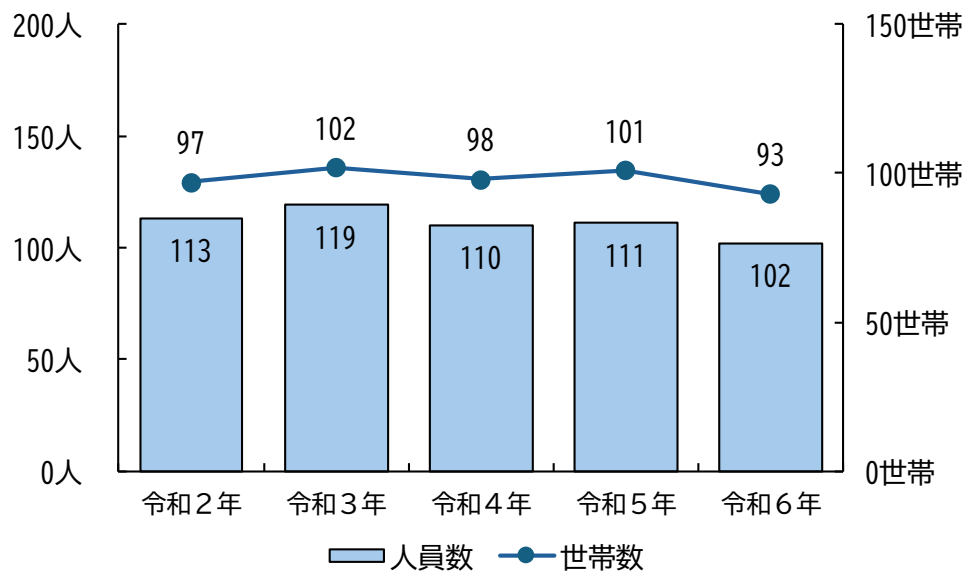
外国人人口について、総人口は令和2年から令和4年にかけて減少傾向が続いていましたが、令和5年から増加に転じ、令和6年では929人となりました。男女別の構成比で見ると、いずれの年も女性の割合が高くなっています。



資料：富士河口湖町役場（各年4月1日時点）

(5) 生活保護受給者数の推移

生活保護受給者数については、人員数・世帯数ともに令和3年をピークにおおむね減少傾向で推移しています。



資料：富士河口湖町役場（各年4月1日時点）

6. アンケート調査結果に見る現状

(1) 調査概要

■調査目的

令和7年度を始めるの年とする「富士河口湖町第3期地域福祉計画」を策定するにあたり、町民の方の福祉サービスや地域活動に関するご意見などを、計画の基礎資料とするために調査を実施しました。

■調査設計

調査対象	富士河口湖町在住の18歳以上の方 無作為抽出による2,000人
調査方法	郵送配布／インターネットによる回答
調査期間	令和6年2月13日（火）～令和6年2月26日（月）
回収数	1,155件
回収率	57.8%

■調査結果を見る際の注意点

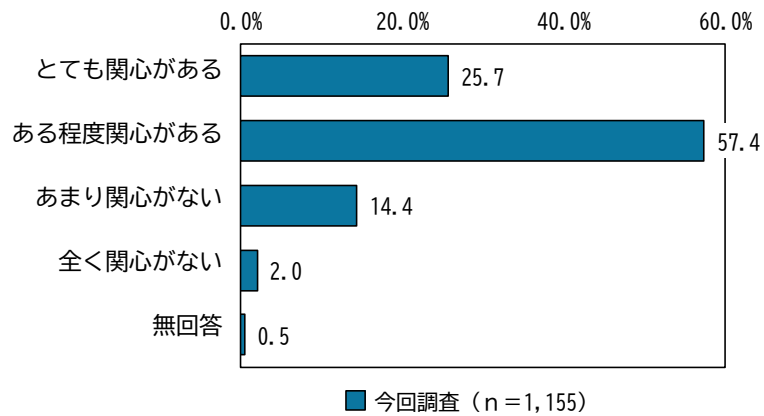
- (1) nは各設問の回答者数（回答者母数）を示します。
- (2) 比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。
そのため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- (3) 複数回答が可能な設問の場合、回答比率の合計が100%にならない場合があります。

(2) 調査結果

① 「福祉」への関心の程度

○あなたは「福祉」に関心がありますか。(1つだけに○)

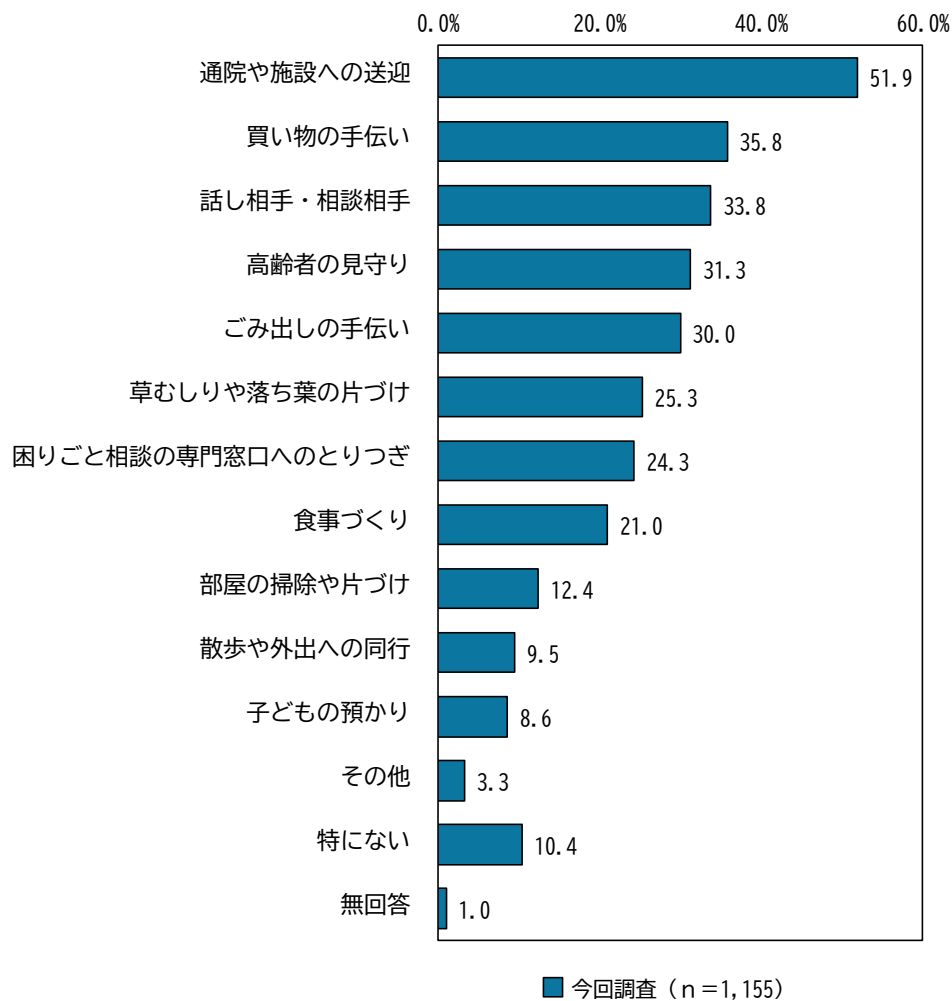
回答者自身の「福祉」への関心については、「ある程度関心がある」が57.4%で最も多く、次いで「とても関心がある」が25.7%、「あまり関心がない」が14.4%となっています。



②日常生活が不自由になったときに地域の人にしてもらいたいこと

○あなたやあなたの家族が高齢になったり、病気や事故などで日常生活が不自由になったとき、地域の人にしてもらいたいことはありますか。(あてはまるものすべてに○)

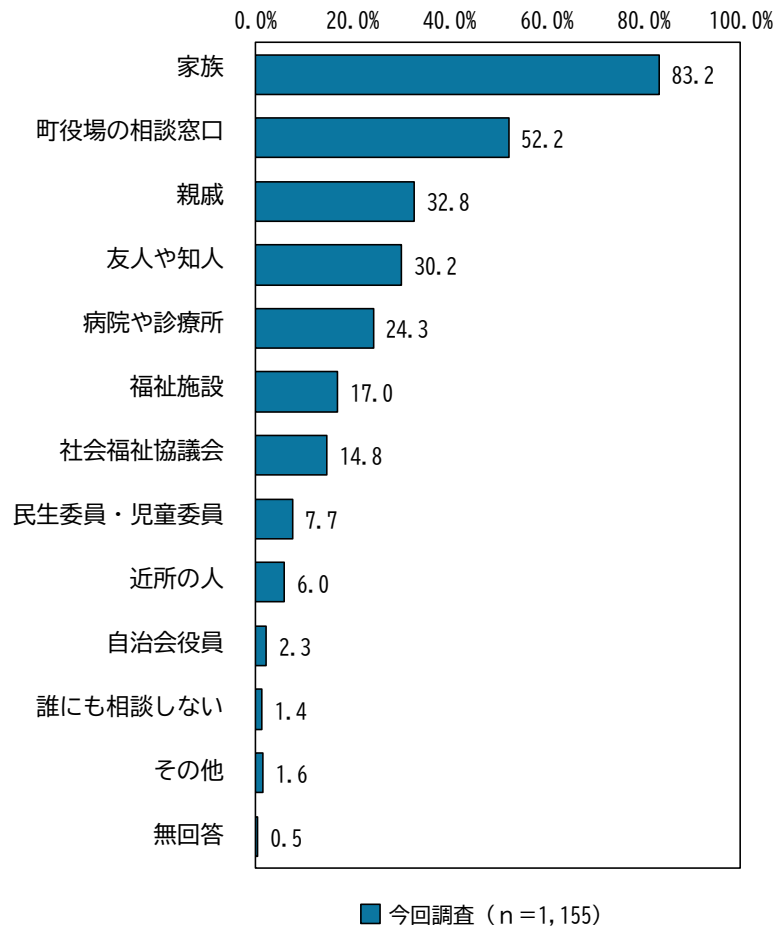
地域の人にしてもらいたいことについては、「通院や施設への送迎」が51.9%で最も多く、次いで「買い物の手伝い」が35.8%、「話し相手・相談相手」が33.8%となっています。



③生活上で困ったときの相談先

○あなたが生活上で困ったり、福祉サービスが必要になったりしたとき、誰（どこ）に相談しますか。（あてはまるものすべてに○）

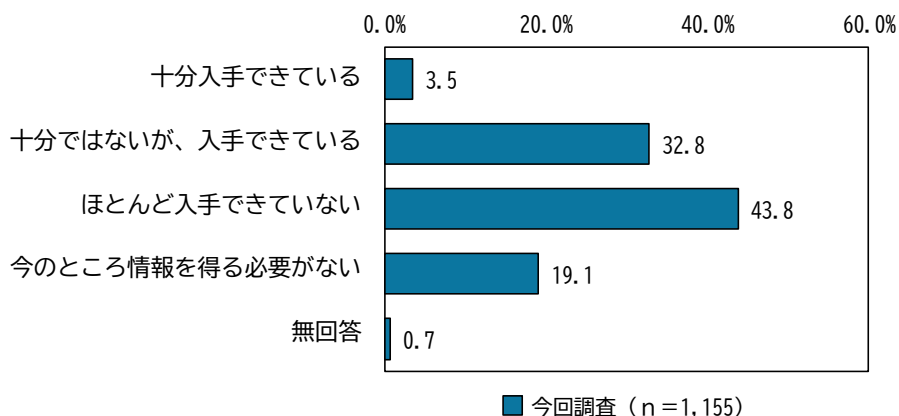
回答者が生活上で困ったり、福祉サービスが必要になったりしたとき、誰（どこ）に相談したかについては、「家族」が83.2%で最も多く、次いで「町役場の相談窓口」が52.2%、「親戚」が32.8%となっています。



④福祉サービスに関する情報の入手の程度

○あなたは、福祉サービスに関する情報を十分に入手できていますか。(1つだけに○)

福祉サービスを十分に入手できているかについては、「ほとんど入手できていない」が43.8%で最も多く、次いで「十分ではないが、入手できている」が32.8%、「今のところ情報を得る必要がない」が19.1%となっています。

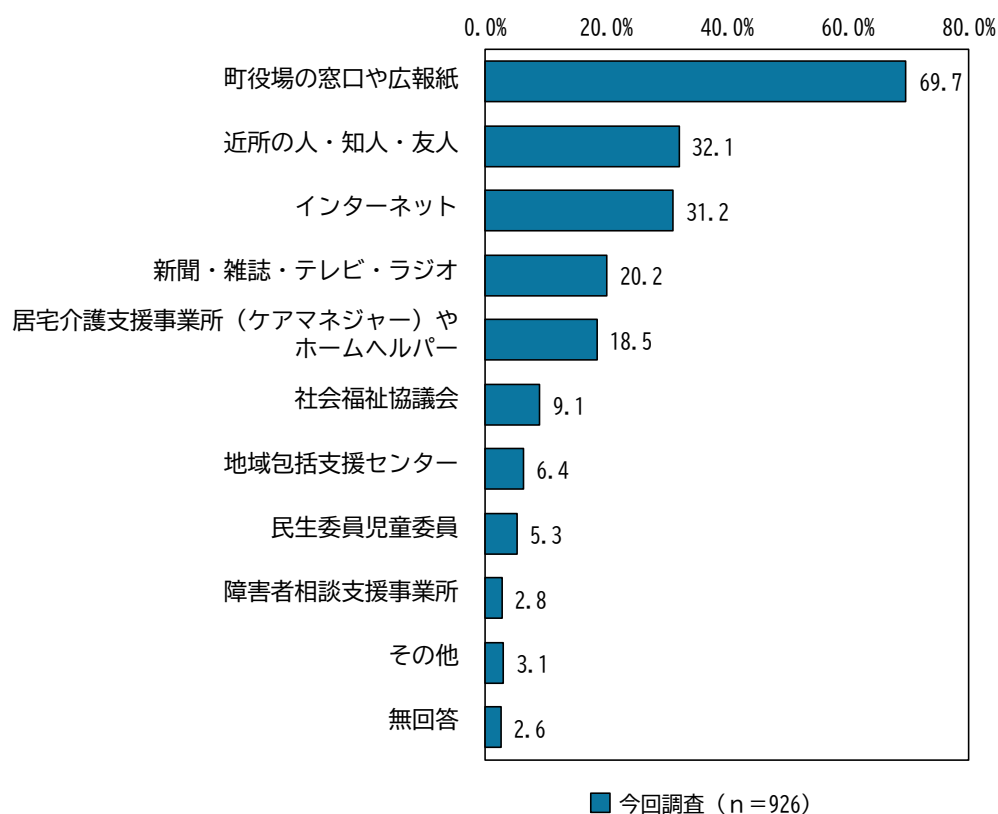


⑤福祉サービスに関する情報の入手先

前問で「十分に入手できている」「十分ではないが、入手できている」「ほとんど入手できていない」と回答した方にお聞きします。

○福祉サービスに関する情報の入手先は何(どこ)ですか。(あてはまるものすべてに○)

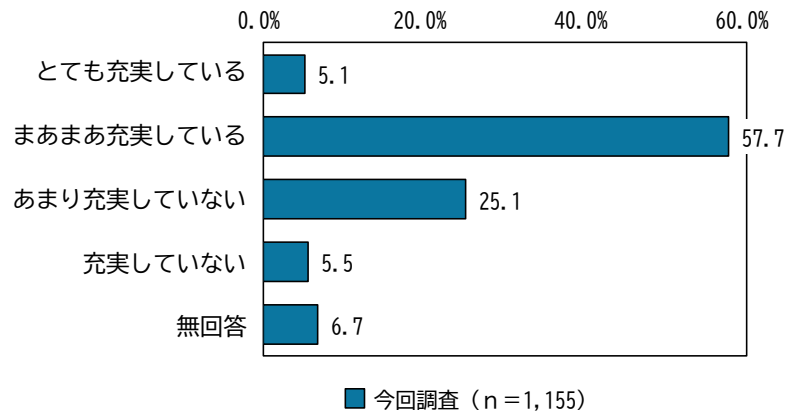
福祉サービスに関する情報の入手先については、「町役場の窓口や広報紙」が69.7%と最も多く、次いで、「近所の人・知人・友人」が32.1%、「インターネット」が31.2%となっています。



⑥富士河口湖町の保健福祉施策の充実度

○あなたは、富士河口湖町の保健福祉施策（サービス）が充実していると思いますか。
（1つだけに○）

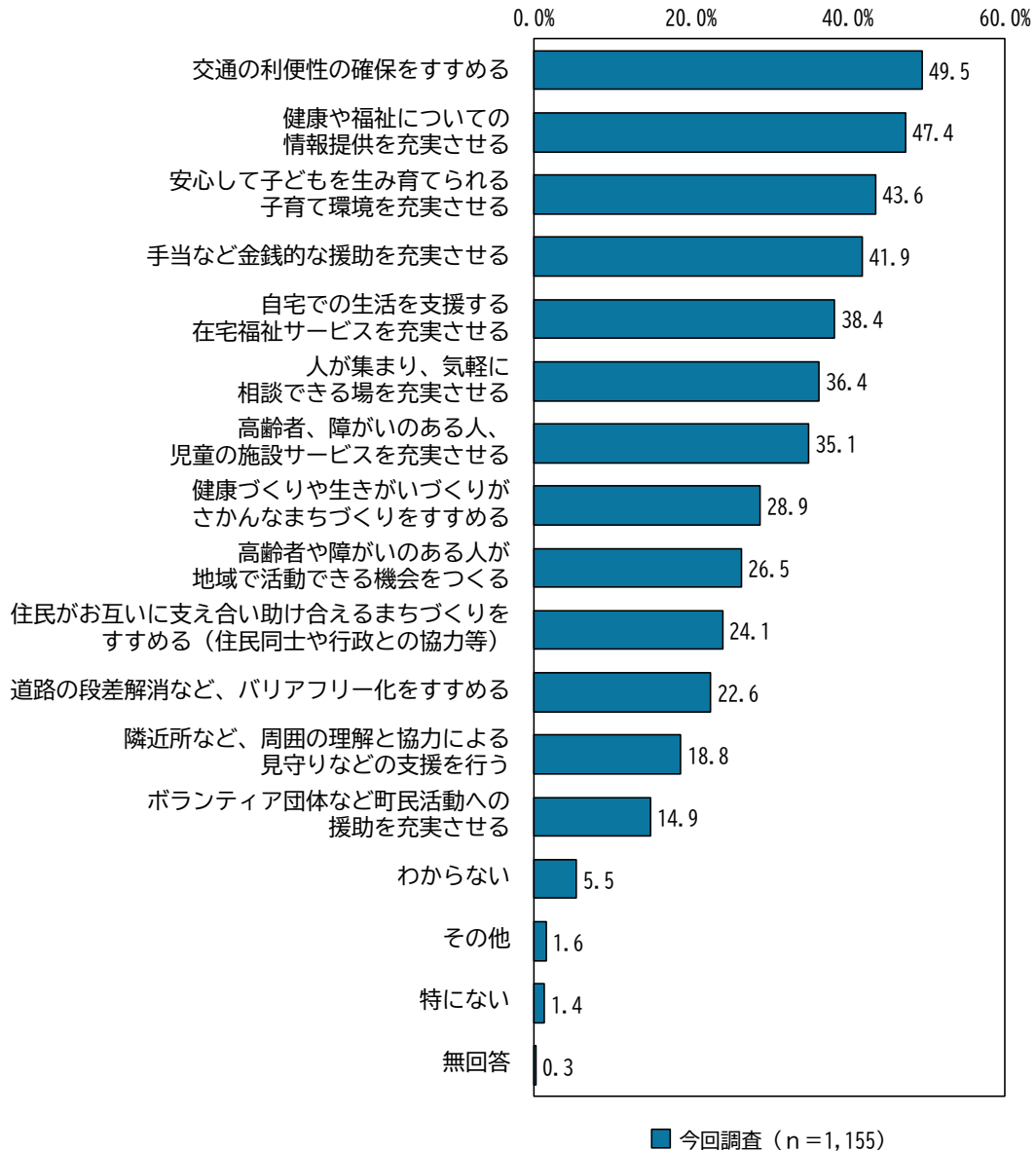
富士河口湖町の保健福祉施策の充実度については、「まあまあ充実している」が57.7%と最も多く、次いで、「あまり充実していない」が25.1%、「充実していない」が5.5%となっています。



⑦富士河口湖町の保健福祉施策を充実させるために重要なこと

○富士河口湖町の保健福祉施策（サービス）をより充実していくために、あなたはどのようなことが重要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

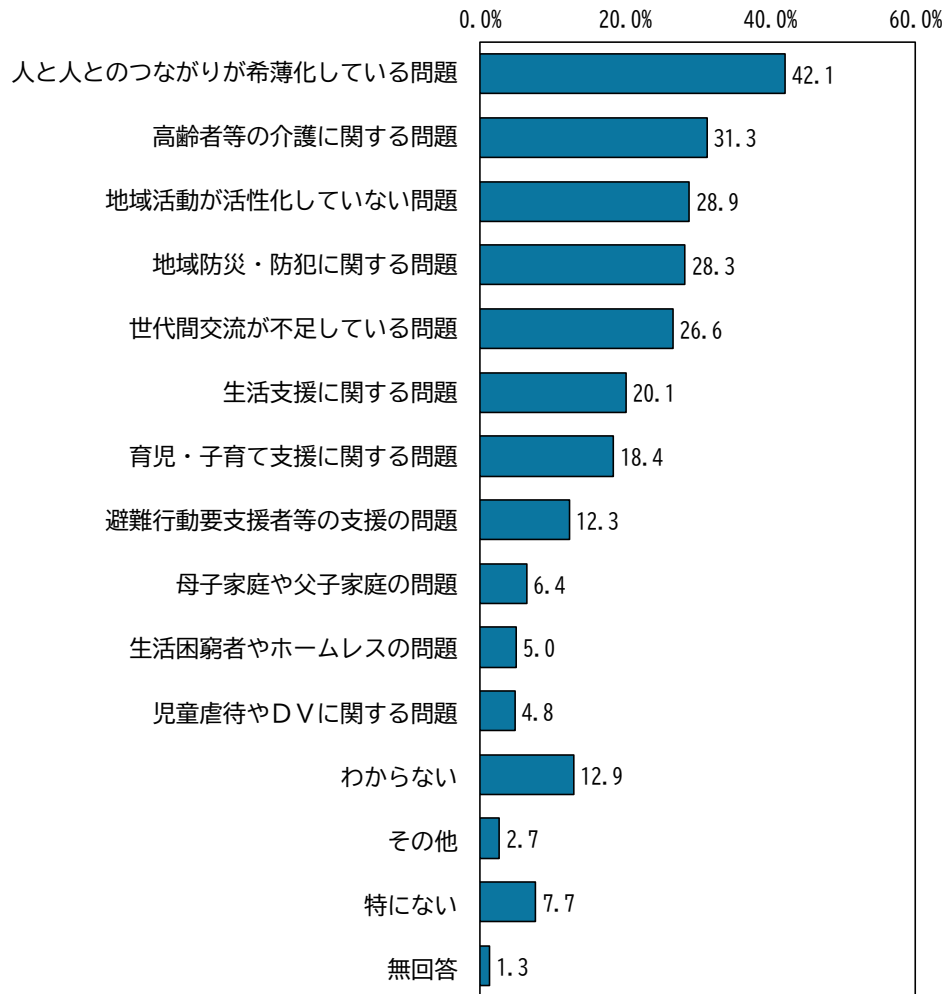
富士河口湖町の保健福祉施策を充実させるために重要だと思うことについては、「交通の利便性の確保をすすめる」が49.5%で最も多く、次いで、「健康や福祉についての情報提供を充実させる」が47.4%、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」が43.6%となっています。



⑧安心して生活していく上での問題

○現在、あなたがお住まいの地域やその周辺では、安心して生活していく上で、どのような問題や課題があると感じていますか。(あてはまるものすべてに○)

安心して生活していく上での問題については、「人と人とのつながりが希薄化している問題」が42.1%と最も多く、次いで「高齢者等の介護に関する問題」が31.3%、「地域活動が活性化していない問題」が28.9%となっています。

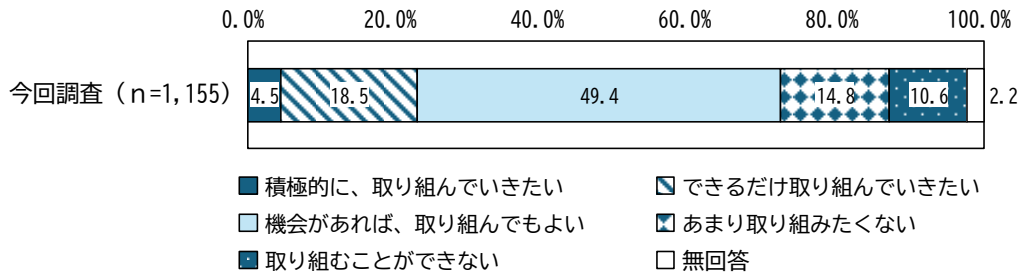


■ 今回調査 (n=1,155)

⑨地域活動への取組意向

○あなたは、今後、地域活動に取り組みたいと思いますか。(1つだけに○)

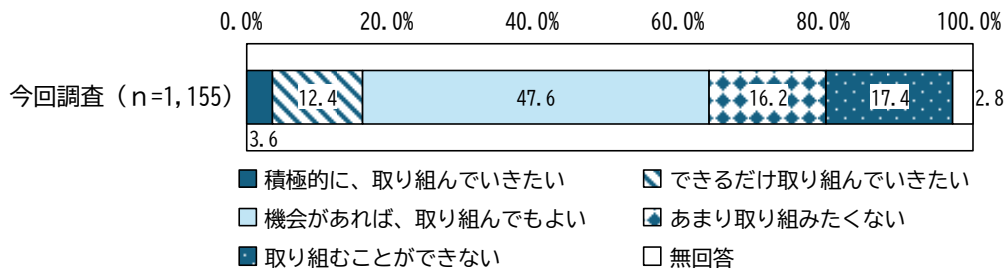
地域活動への取組意向については、「機会があれば、取り組んでもよい」が49.4%で最も多く、次いで、「できるだけ取り組んでいきたい」が18.5%、「あまり取り組みたくない」が14.8%となっています。



⑩ボランティア活動への取組意向

○あなたは、今後、ボランティア活動に取り組みたいと思いますか。(1つだけに○)

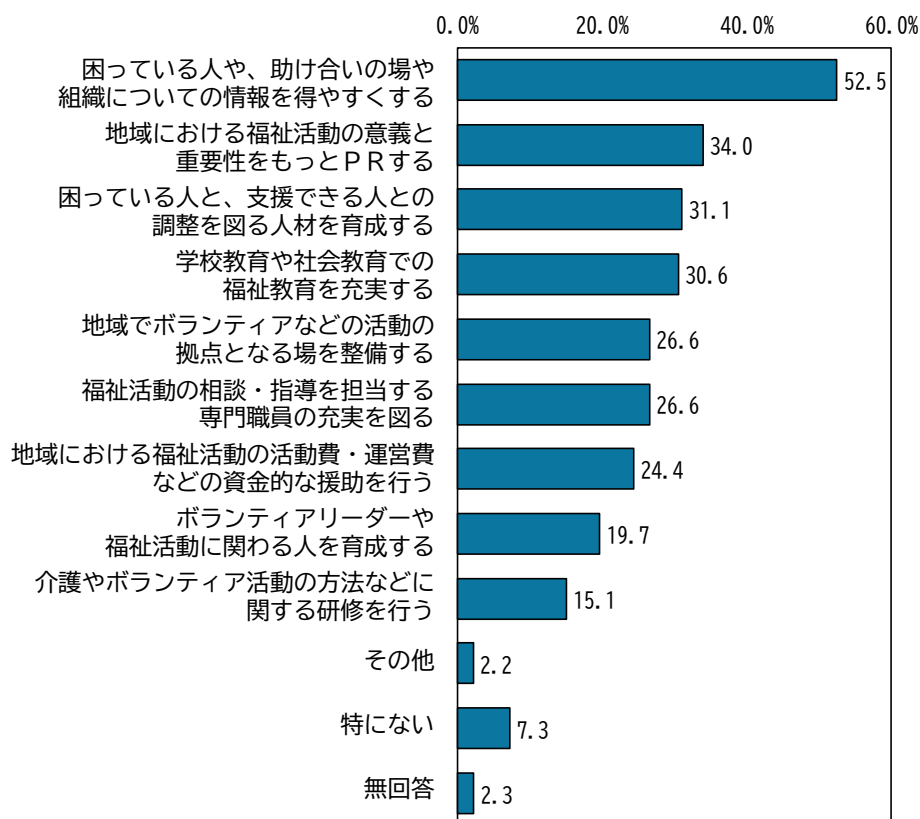
ボランティア活動への取組意向については、「機会があれば、取り組んでもよい」が47.6%と最も多く、次いで、「取り組むことができない」が17.4%、「あまり取り組みたくない」が16.2%となっています。



①地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこと

○地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために、あなたはどのようなことが重要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なことについては、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が52.5%で最も多く、次いで、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が34.0%、「困っている人と、支援できる人との調整を図る人材を育成する」が31.1%となっています。



■ 今回調査 (n=1,155)

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

全ての人が尊重され、障害の有無や年齢に関わらず住み慣れた地域で、安心して日常生活を送るためには、住民相互のつながりや信頼関係を築き、共に助け合い、支え合うことが大切になります。

しかし近年、少子高齢化や核家族化が進み、地域とのつながりが希薄化する傾向にあるため、これまでの枠や「支え手」「受け手」といった関係を超え、人と人、人と社会がつながり、助け合いながら生活することができる地域を構築する、地域共生社会の実現がますます重要となっています。

本町ではこれまで、一人ひとりが個人として自立しながらも、ともに地域で生きていくために主体的に地域づくりに参加し、地域のふれあい、支え合い、思いやりなどを育んでいくことを目的に「つなげよう！ 地域でつくる 一人の^{しあわせ}幸福 みんなの^{しあわせ}幸福」を基本理念として、地域福祉に関する施策を推進してきました。

富士河口湖町第3期地域福祉計画においてもこの考え方を踏襲し、地域においてつながりあう環境の構築や課題を抱える人を包括的に受け止める体制づくりを進めながら、個々の幸せが地域全体の幸せへと結びつくまちを目指し、計画を推進していきます。

つなげよう！

地域でつくる 一人の^{しあわせ}幸福 みんなの^{しあわせ}幸福

2. 基本目標

基本理念を実現するために、本計画においては以下の3つを基本目標とし、施策を推進していきます。

基本目標1 必要な支援が届き、誰ひとり取り残さないまちづくり

社会構造が大きく変化する中においても、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、地域で自分らしく暮らし続けられるよう、一人ひとりの暮らしにあった利用者本位の福祉サービスを総合的に提供していくことが重要です。

また、近年、複雑化・複合化した生活課題を抱える世帯や個人が増加しており、そのような生活課題の相談に対応するために、相談関係機関の連携や機能の充実が求められています。

このような課題に対し、各種関係機関が重層的に支援を行うことで、誰ひとり取り残さないまちづくりを目指します。

また、判断能力の不十分な人の財産管理や、福祉サービスの利用を適切に支援できるよう、権利擁護の取り組みを推進します。

基本目標2 誰もが自分らしく活躍しながら、地域とつながるまちづくり

地域には多様な人が暮らししており、その抱える課題も様々です。そのような地域の課題を他人事ではなく、我が事として受け止めることや、同じ地域で暮らす一人ひとりがお互いに顔の見える関係となり、助け合いながらつながりを強めていく地域づくりが重要です。

このような地域づくりのために、福祉教育や福祉意識の啓発を推進し、地域全体に福祉のこころを育む取り組みを進めるほか、地域福祉に関する活動に主体的に参加できる人材や団体の育成・支援も促進します。

あわせて、犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰の促進についても取り組むことで、すべての人が自分らしい暮らしを送りながら、支え合い安心して生活できる地域をめざします。

基本目標3 安全な環境で誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり

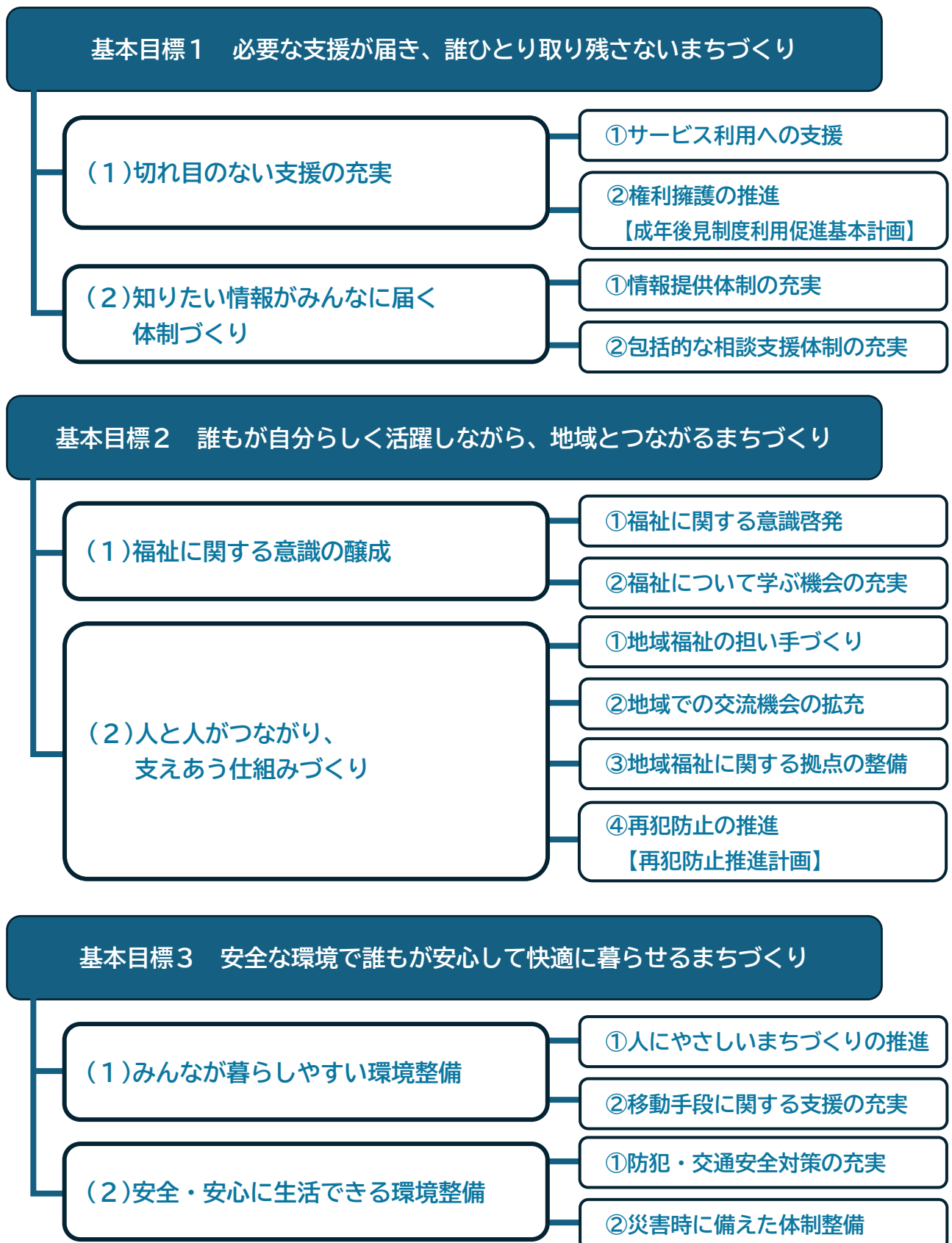
地域で誰もが自分らしく生活していくためには、安全・安心に生活できる環境が整備されていることが必要です。

高齢者や障害のある人が不便や障壁を感じる事のないバリアフリーのまちづくりを進めるとともに、誰でも気軽に外出することができる移動手段の整備を促進します。

さらに、近年自然災害が多発しており、その傾向として局所化と激甚化があげられます。このような災害に備えるため、災害時に助け合える組織作りや、防災活動を通じて地域の力を強めるための環境整備を進めます。

3. 施策の体系

本計画では、基本理念および基本目標達成のため、以下の体系で施策を展開していきます。



第4章 主な取り組み方策

基本目標1

必要な支援が届き、誰ひとり取り残さないまちづくり

(1) 切れ目のない支援の充実

近年、子育てと介護を同時に行うなど、複雑化・複合化した生活課題を抱える世帯や個人が増加しており、このような困難な課題を包括的かつ重層的に受け止める支援体制の整備が求められています。

本計画策定に先立って行われたアンケート調査における、「富士河口湖町の保健福祉施策の充実度」では、「あまり充実していない」、「充実していない」と答えた方は合計で30.6%となっており、福祉サービスの更なる質の向上に向けた取組が必要となっています。

また、「成年後見制度の認知度」については、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」、「名前も内容も知らない」と答えた方は合計で64.3%となっており、幅広い権利擁護に向けた制度の周知も課題となっています。

ライフステージに応じて必要とする支援は変化するため、一人ひとりにあった福祉サービスを提供することができるよう、関係機関と連携し切れ目のない支援体制の充実に努めます。

あわせて、権利擁護が必要な方に支援が届くよう、成年後見制度の周知・啓発や利用支援についても取組を促進します。

①サービス利用への支援

施策	概要
福祉サービスの充実	地域住民が安心して生活できるよう、高齢者福祉、障害者・障害児福祉、子育て支援等の各種福祉施策の充実を図ります。 また、関係各課と連携し、分野を横断した支援体制を整備し、住民ニーズに沿った支援を行います。
福祉サービスの質の向上	サービス利用者が自らサービスを選択できるように、事業者の情報開示を積極的に進めるとともに、客観的な情報提供としての第三者評価制度の普及促進を図ります。 また、住民の福祉ニーズを図るために、各種調査を行い、サービスの質の向上につなげます。
福祉ニーズの把握	アンケート調査や相談事業等を通じて、住民の福祉ニーズを把握します。

施策	概要
福祉事業者への支援の充実	<p>地域の福祉事業者との連携強化を図り、情報提供等を行うことで、福祉事業者を支援します。</p> <p>また、情報交換等を通じ、必要な支援を検討していきます。</p>
関係各課、関係機関との連携	<p>生活困窮や住居、就労等の各分野横断的に支援が必要な人に対して支援ができるよう、庁内関係各課の連携を強化します。</p> <p>また、社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築します。</p>

②権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】

I 成年後見制度利用促進計画について

平成 12 年から導入された成年後見制度は、認知症や知的障害その他精神上の障害等により判断能力が不十分であるために、契約等の法律行為の意思決定が困難な方について、家庭裁判所への申立手続きにより、成年後見人等を選任してその方の判断能力を補い、生命・身体・自由・財産等の権利を擁護するための制度です。

選任された成年後見人等が、本人に代わって契約を結び必要な介護サービス等の利用を進めたり、不動産や預貯金等の管理を行ったりすることで本人を法的に守ることができますが、全国的に制度が十分に活用されていない状況にあります。

こうした状況の中、国では「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）を平成 28 年 5 月に施行、法に基づき、平成 29 年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」、令和 4 年 3 月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、また、市町村においても、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度の利用を促進するための機関の設置やその他必要な措置を講ずるよう努めるものとされました。

今後、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者のほか一人暮らし高齢者も増加することが予想され、また、知的障害者や精神障害者を取り巻く課題も複雑化、多様化していることから、成年後見制度の需要が高まることが見込まれています。そのため、日常的な金銭管理や必要な福祉サービスを受けるために適切な契約を結ぶなどの権利擁護に対するニーズもこれまで以上に増加することが想定されます。

以上のことから、包括的な支援が行き届く地域社会の実現に向け、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度を含めた権利擁護支援の計画的な推進を図ります。

国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」における 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- ① 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進
- ② 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等
- ③ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

成年後見制度とは

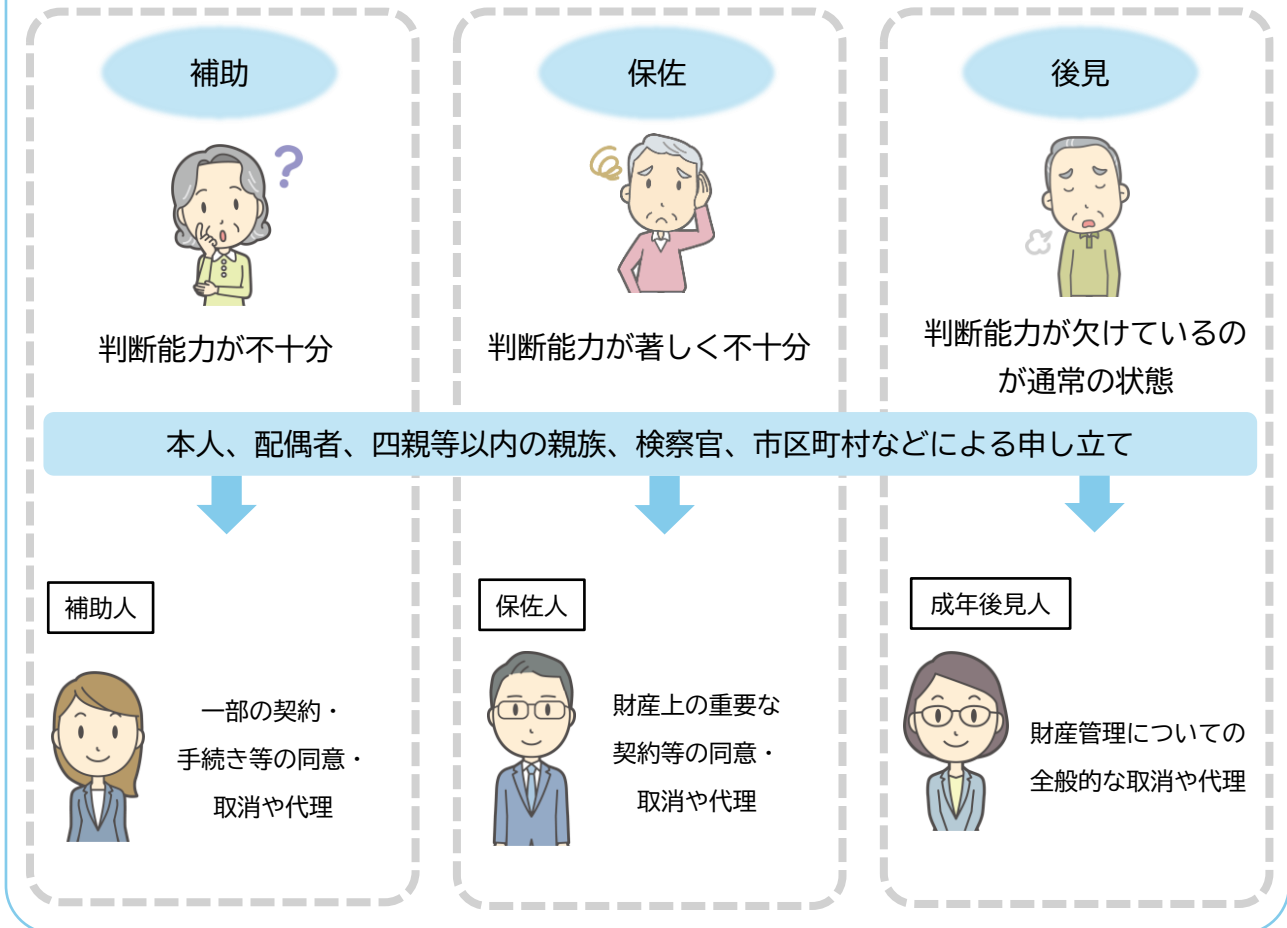
成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が不十分な方を法的に保護し、そのような方に代わって成年後見人等が、財産管理や契約手続き等を行うことで、本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行うものです。

成年後見制度には①法定後見制度と②任意後見制度の2種類があります。

①法定後見制度

判断能力が不十分なために、自分自身で財産管理や法律行為を行うことが難しい場合、家庭裁判所に申し立てを行い、適任と思われる援助者を選任し、本人を支援する制度です。

本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3種類があります。



②任意後見制度

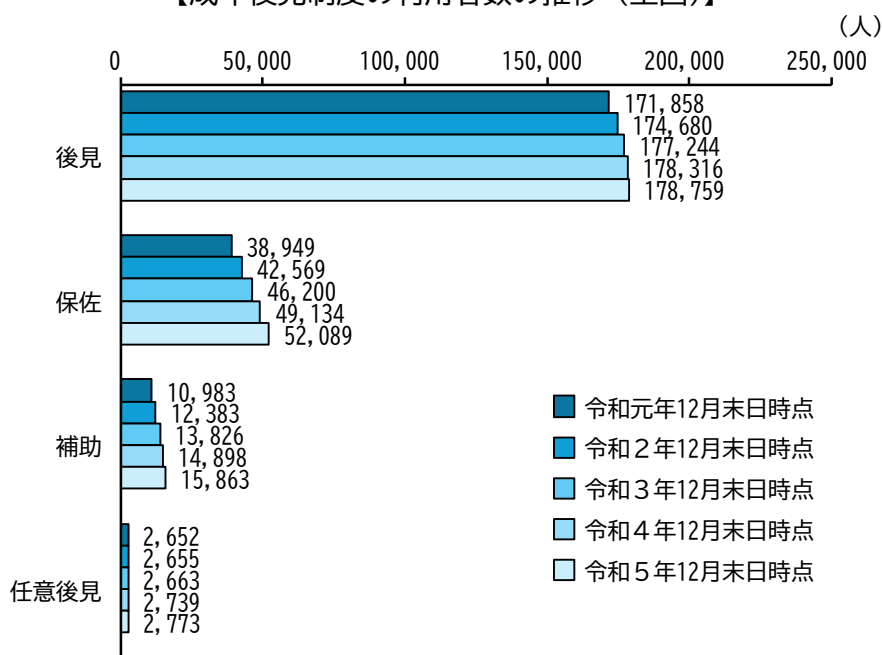
将来判断能力が低下した場合に備えて、判断能力が十分なうちに、あらかじめ本人が選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約で定めておき、判断能力が不十分になった後に任意後見人からの支援を受ける制度のことです。

II 成年後見制度を取り巻く現状

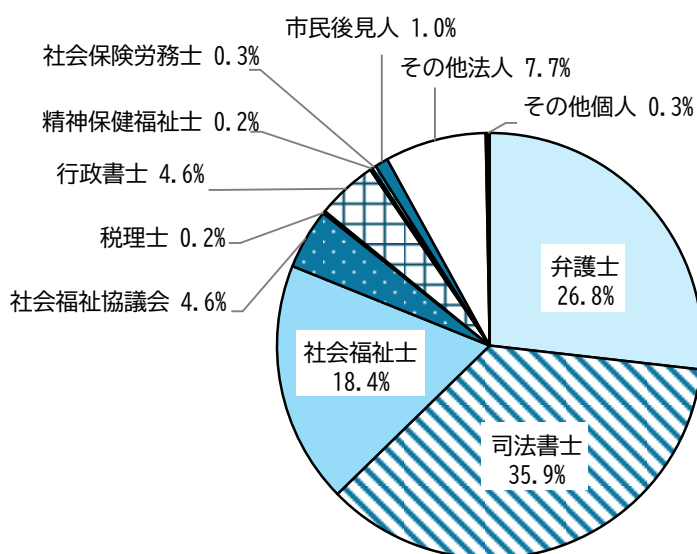
成年後見制度の利用状況をみると、いずれの種類においても令和元年から令和5年にかけて増加し続けています。令和元年と令和5年の利用者数を比較すると、中でも「保佐」の利用者は著しく増加し、令和元年の約1.3倍となり、5年間で13,140人増加しました。

また、親族を除いた後見人の内訳をみると、「司法書士」が35.9%で最も多く、次いで「弁護士」が26.8%、「社会福祉士」が18.4%と、専門職が後見人を務めるケースが多いことがうかがえます。一方で、専門職ではありませんが、被後見人と同じ地域に暮らす住民が後見人の役割を担う「市民後見人」は1.0%となっています。

【成年後見制度の利用者数の推移（全国）】



【親族を除いた後見人の内訳（全国）】



※令和5年12月末時点

出典：成年後見関係事件の概況（最高裁判所事務総局家庭局）

Ⅲ 今後の方向性

- 国が示す「第二期成年後見制度利用促進基本計画」にある「成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方」に沿って体制の整備を進めます。
- 住み慣れた地域ですべての人が尊厳のある自分らしい生活を継続できるよう支援します。
- 制度を必要とする人にわかりやすく情報を届けることができるよう、情報提供のしくみを構築します。
- 本人の意思を尊重しながら、制度を必要とする人にとって相談しやすく、利用しやすい体制の構築について検討を進めます。

Ⅳ 主な取り組み施策

施策	概要
成年後見制度の普及啓発	広く町民に成年後見制度の周知を図るため、ホームページによる情報提供や、パンフレットの配布等に努めるとともに、相談機関や支援者等制度の周知・啓発を進めます。
成年後見制度の相談支援	成年後見制度をはじめとする権利擁護支援の理解促進に努め、専門的な知識を持った支援者による、本人の意思を尊重した支援を目指します。 また、判断能力が低下した高齢者や障がい者の生命・財産を守り、地域での生活を継続できるよう専門機関と連携し、相談・申し立てに関する支援等を実施していきます。
成年後見制度利用支援事業の実施	成年後見制度の利用にあたり、費用の負担が困難な人に対し、申立費用や成年後見人等への報酬に関する助成を行い、安心して制度を利用できるよう支援を行います。 また、助成対象者や助成要件等の見直しを、必要に応じて検討していきます。
虐待の防止	関係機関と連携しながら虐待防止に関するネットワークを整備し、高齢者や子どもの虐待を未然に防止するとともに、早期発見・早期支援が可能な虐待防止対策を推進します。

法人後見と市民後見人について

近年、従来の成年後見人に加えて、社会福祉法人や社団法人、NPO 法人などの法人が成年後見人となる「法人後見」や、弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民が成年後見人となる「市民後見人」についても重要視されています。

「法人後見」では、担当している職員が何らかの理由でその事務を行えなくなっても、担当者を変更することにより後見事務を継続して行うことができるという利点があり、「市民後見人」は同じ地域に暮らす住人として本人と同じ目線で考え、相談し合える、寄り添い型の支援を実現できるという利点があると言われています。

(2) 知りたい情報がみんなに届く体制づくり

適切な福祉サービスを利用するには、サービスの充実のみならず、知りたい情報や利用可能な福祉サービス等の情報を容易に入手できる環境を整備することが重要となります。

アンケート調査における、「福祉サービスに関する情報の入手の程度」では、「十分入手できている」と答えた方の割合は3.5%となっているほか、「富士河口湖町の保健福祉施策を充実させるために重要なこと」について伺った設問では、「健康や福祉についての情報提供を充実させる」が47.4%と多くの回答を得ています。

今後も引き続き、誰にでもわかりやすい情報提供や、多様な情報発信に努めるとともに、相談支援体制の充実を図り、知りたい情報がみんなに届く体制づくりを推進します。

①情報提供体制の充実

施策	概要
情報提供の充実	広報やホームページ、パンフレット等の多様な情報媒体を活用し、福祉サービスや制度についての情報提供を充実させます。 また、保健・医療・福祉に関する関係機関と連携し、必要なサービスに関する情報がどこでも入手できる情報提供体制を整備します。
個人情報保護のための対策	情報提供にあたっては、富士河口湖町個人情報保護条例に基づき、情報を適切に取り扱います。

②包括的な相談支援体制の充実

施策	概要
相談支援体制の整備	相談員の専門性の向上や専門機関との連携等を通じ、相談支援体制の充実を図ります。 また、庁内関係各課と連携し、分野を横断した支援体制の構築や住民の利便性を高める相談体制を整備していきます。 更に、相談事業を通じて、ひきこもりやサービス利用拒否等の制度の狭間に関する課題を把握し、適切な支援へつなげます。
民生委員・児童委員、障害者相談員、精神保健福祉相談員との連携	地域における身近な相談機関である民生委員・児童委員、障害者相談員、精神保健福祉相談員などと情報交換等を通じて連携を強化するとともに、活動を支援します。
苦情解決のための体制づくり	サービス利用者の権利を守るために、関係各課が連携してサービス利用に関する相談や苦情を受け付け、支援する体制を充実させます。

基本目標 2

誰もが自分らしく活躍しながら、地域とつながるまちづくり

(1) 福祉に関する意識の醸成

住み慣れた地域で誰もが安心して快適に暮らすためには、同じ地域に暮らす人が抱える生活課題に地域住民一人ひとりが気づき、生活環境の多様性を認め合いながら地域におけるつながりを深めていく必要があります。

アンケート調査において、「安心して生活していく上での問題」について伺った設問では、「人と人とのつながりが希薄化している問題」が 42.1%と最も多くなっており、高齢化や核家族化の進行、一人暮らし世帯の増加等により、地域コミュニティが希薄化している現状が見てとれます。

このような課題の解決に向けて、福祉教育を通して幅広い町民の理解と協働を促進するほか、地域での見守り活動や、富士河口湖町が実施する事業について、町民が気軽に参画することができる体制の整備を推進し、福祉に関する意識の醸成を図ります。

①福祉に関する意識啓発

施策	概要
福祉情報の積極的な提供	福祉や地域づくりに関する情報をケーブルテレビや広報、ホームページ等を通じて提供します。 また、福祉についての理解を促進するために、わかりやすい情報提供の方法についても検討します。
町民参画の意識啓発	町における事業の計画、実施、評価に町民が参画できる体制を整備するとともに、協働のまちづくりに関する啓発を行います。

②福祉について学ぶ機会の充実

施策	概要
学校における福祉教育の推進	学校と連携し、人権尊重に関する授業や福祉講演会等を実施し、福祉に関して学ぶことができる機会を充実させます。
地域における福祉教育の推進	地域における福祉講演会や福祉に関する生涯学習事業の実施、福祉ワークショップ等の参加型学習機会の検討等を通じて、誰もが主体的に福祉について学べる場を整備します。

(2) 人と人がつながり、支えあう仕組みづくり

地域福祉を推進していくためには、日頃から近所づきあいを通じて顔の見える関係づくりを進めながら、地域住民相互による支え合い活動を促進していくことが欠かせません。

アンケート調査における、「地域活動への取組意向」では、「積極的に、取り組んでいきたい」「できるだけ取り組んでいきたい」「機会があれば、取り組んでもよい」と答えた、『取組意向がある』人の割合は合計で72.4%、「ボランティア活動への取組意向」では『取組意向がある』が、合計で63.6%となっており、半数以上の方が地域活動やボランティアに取り組む意向があることがわかります。

今後も、ボランティアや地域活動等の担い手となる人材確保に努め、住民参加による幅広い地域福祉の取組により、人と人がつながり、支えあう仕組みづくりを推進します。

また、犯罪をした人等が安定した職業に就くことや住居を確保することができないなどの理由から、再び犯罪を繰り返してしまうことを防止する、再犯防止についても、全国的に再犯率が上昇していることから非常に重要な地域課題となっています。

社会の理解や協力が不可欠となる、犯罪をした人等の円滑な社会復帰に向けて、孤立させるのではなく、責任のある社会の一員として再び受け入れることができる意識の醸成に努めます。

①地域福祉の担い手づくり

施策	概要
人材の育成	社会福祉協議会やボランティア団体等と連携し、地域活動の担い手となる人材育成を支援します。 また、ボランティアや地域活動を行いたい人材の確保に努めます。
ボランティア等への支援の充実	地域のボランティア活動を担う人材や団体等に、福祉サービスに関する情報提供等を通じて支援を行います。 また、町内で活動しているボランティア団体等の各種団体の交流活動を支援し、多様化した問題解決を図る協力・連携体制の構築に努めます。
ボランティア活動の普及・啓発	社会福祉協議会等と連携し、広報やホームページ等を通じて、町内のボランティア活動の情報を町民に対して提供することで、ボランティア活動の普及・啓発を図ります。

②地域での交流機会の拡充

施策	概要
地域住民の交流促進	様々な機会を通して声かけやあいさつ、見守り等の重要性について啓発を行うとともに、地域における様々なイベントの開催や、地域住民が主体的に運営する地域サロンなどの地域活動を支援します。
世代間交流の促進	高齢者や障害のある人にとって生きがいづくりに、子どもにとっては社会性や協調性を養うことを目的に、年齢や障害の有無に関係なく、様々な地域住民が交流できる機会を充実させます。
地域行事の活用による交流の促進	運動会や祭り、イベント等の地域行事の開催を通じ、地域での交流を促進します。

③地域福祉に関する拠点の整備

施策	概要
地域施設の利用促進	地域活動の拠点や交流、支え合い活動の場として、福祉に関する施設や地域の様々な資源を活用します。
空き施設の有効活用	地域課題の解決に向け、地域にある様々な空き施設の有効な活用方法を検討します。

④再犯防止の推進【再犯防止推進計画】

I 再犯防止推進計画について

近年減少傾向が続いていた刑法犯の認知件数は、令和4年(2022年)より増加に転じているほか、再犯者率についても上昇傾向が続いており、近年は約半数の割合で再び罪を犯してしまうという状況にあります。安全・安心な社会の実現に向けては、この「再犯」を防止することが最も重要な課題のひとつとなっており、こうした状況を背景に、国では平成28年に再犯の防止等の推進に関する法律(以下、「再犯防止推進法」という。)を施行し、再犯防止に関する施策を国だけでなく、地方公共団体にも役割として課し、再犯防止の推進に関する計画を策定するよう努力義務を規定しました。

再犯防止において重要な課題は、住居や就労、生活環境や福祉、教育など多岐にわたります。犯罪をした人等が地域社会で取り残されることなく、円滑に社会復帰できるよう幅広く支援していくとともに、市民が犯罪による被害にあうことや犯罪をすることのないよう、安全で安心な地域社会の実現を目指し、本計画を策定します。

国の「第二次再犯防止推進計画」における重点課題

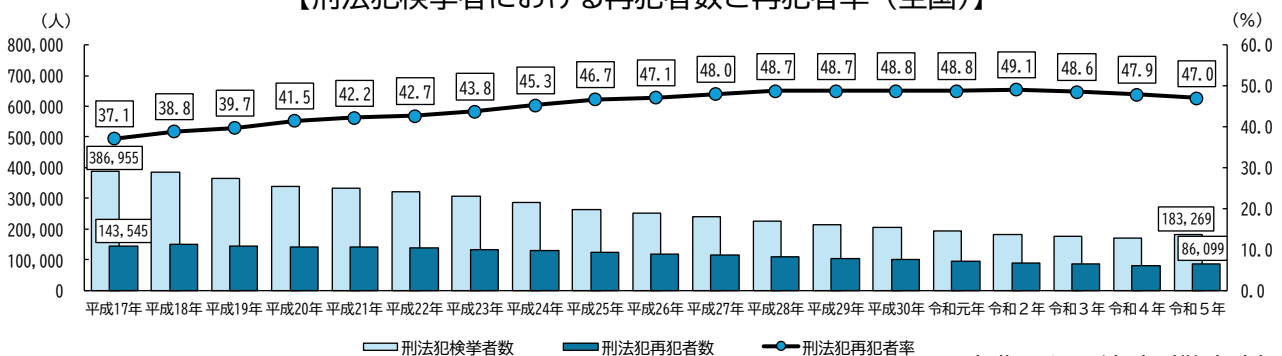
- ①就労・住居の確保等
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③学校等と連携した修学支援の実施等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤民間協力者の活動の促進等
- ⑥地域による包摂の推進
- ⑦再犯防止に向けた基盤の整備等

II 再犯防止を取り巻く現状

近年の再犯を取り巻く現状についてみると、刑法犯検挙者数(初犯者数)は減少傾向が続いており、平成17年から令和5年の18年間で約20万人減少しましたが、令和5年では増加に転じ183,269人となりました。

一方で、刑法犯再犯者数は減少傾向にあるものの、前者のような大幅な減少はなく、令和5年では86,099人となりました。また、刑法犯検挙者数が減少したことに起因して、刑法犯再犯者率は増加傾向にあり、近年では50%弱で推移しています。

【刑法犯検挙者における再犯者数と再犯者率(全国)】



出典：犯罪統計(警察庁)

Ⅲ 今後の方向性

- 国の「第二次再犯防止推進計画」、県の「山梨県再犯防止推進計画」が示す基本方針を踏まえ、再犯防止施策の推進に取り組みます。
- 犯罪や非行を未然に防止し、また、犯罪をした人等の立ち直りを支援する取組について周知し、広く町民の関心と理解を醸成します。
- 犯罪をした人等、支援を必要とする人に介護、福祉、保健、医療等の適切なサービスが提供できるように、関係機関・団体等との連携強化を図ります。
- 関係機関・団体等の適切な役割分担を踏まえ、犯罪をした人等に対する立ち直りを支援する取組を進めます。

Ⅳ 主な取り組み施策

施策	概要
包括的相談体制での支援	犯罪をした人等が必要とする介護、福祉、保健、医療などのサービスについて相談できるように、関係機関が連携して支援するとともに、当事者やその家族の不安感、相談事を受け止める関係機関の連携体制を構築します。
関係機関への支援と連携強化	保護司会等が実施している更生保護活動への支援を行うとともに、関係機関との連携を強化していきます。 また、犯罪や非行の防止、犯罪をした人等の社会復帰を支援することの重要性について、地域の理解を深めることを目的とした、「社会を明るくする運動」をはじめとした各種広報・啓発活動を保護司会と連携しながら推進します。

社会を明るくする運動について

社会を明るくする運動は、法務省が主唱する、すべての国民が犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちなどの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

毎年7月は、社会を明るくする運動の強調月間であるとともに、再犯の防止等の推進に関する法律における再犯防止啓発月間でもあることから、街頭キャンペーンなどの広報啓発を行うほか、公開講演会の開催、作文コンテストなどの事業を実施しています。

基本目標3

安全な環境で誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり

(1) みんなが暮らしやすい環境整備

地域で誰もが安全・安心に生活するためには、気軽に移動できる公共交通機関等の整備や、子どもや子育て中の保護者、高齢者や障がいのある人などへの理解や思いやりを持つ、「心のバリアフリー」を地域全体で推進することが重要となります。

アンケート調査における、「富士河口湖町の保健福祉施策を充実させるために重要なこと」においても、「交通の利便性の確保をすすめる」が49.5%と最も多くなっており、移動手段の充実や利便性の向上に関するニーズが高くなっています。

ハード面、ソフト面の両方からバリアフリー化を図るとともに、ユニバーサルデザイン等の視点に立ったまちづくりを推進し、みんなが暮らしやすい環境整備に努めます。

①人にやさしいまちづくりの推進

施策	概要
ユニバーサルデザインの推進	高齢者や障害のある人に配慮したバリアフリー化をはじめ、すべての人が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。
心のバリアフリーの浸透	障害のある人や高齢者等に対する正しい理解や思いやりの心を育む心のバリアフリー化を推進します。
社会参加の促進	一人暮らし高齢者や障害のある人、子育て世帯等の孤立しやすい人が地域活動や就労等の社会参加ができるように支援します。

②移動手段に関する支援の充実

施策	概要
公共交通機関の充実	バスの運行コースやダイヤ編成等の運行内容についてバス事業者と協議するとともに、路線バスの運行区域以外の対策について検討を進めるなど、公共交通機関の充実に努めます。
移動支援サービスの周知	各福祉計画における移動が困難な人を対象とした移動支援サービスを周知します。

(2) 安全・安心に生活できる環境整備

近年激甚化している自然災害や、巧妙化する犯罪行為に対しても、地域でのつながりは非常に重要となります。

防犯面では、特殊詐欺を防ぐため、被害にあいやすい高齢者等に対して、見守りや声かけを行う事で地域における防犯力の強化に繋がるほか、防災面では、高齢者や障がいのある人等、配慮を必要とする人が地域で孤立することがないように、日頃からの交流を深め、気にし合う関係づくりを促進することが求められています。

地域において緊急時のネットワークづくりを推進することや、防災対策の充実、災害・緊急時における支援が必要な人への支援体制を強化する仕組みづくりを進め、誰もが安全・安心に生活できる環境整備を図ります。

①防犯・交通安全対策の充実

施策	概要
防犯に関する情報提供の充実	町内の犯罪に関する情報を地域住民に伝える情報提供体制を充実させます。
地域の防犯体制の充実	高齢者等を狙う悪質商法や子どもを巻き込む事件等を防ぐため、啓発や相談活動の充実に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、事案発生時の対応強化を図ります。 また、防犯に関するイベントを開催し、地域の防犯意識を高めます。
交通安全対策の充実	交通安全教室の開催や交通安全関係団体の活動の支援、交通安全に関する啓発活動を実施することで、地域における交通安全対策を充実させます。

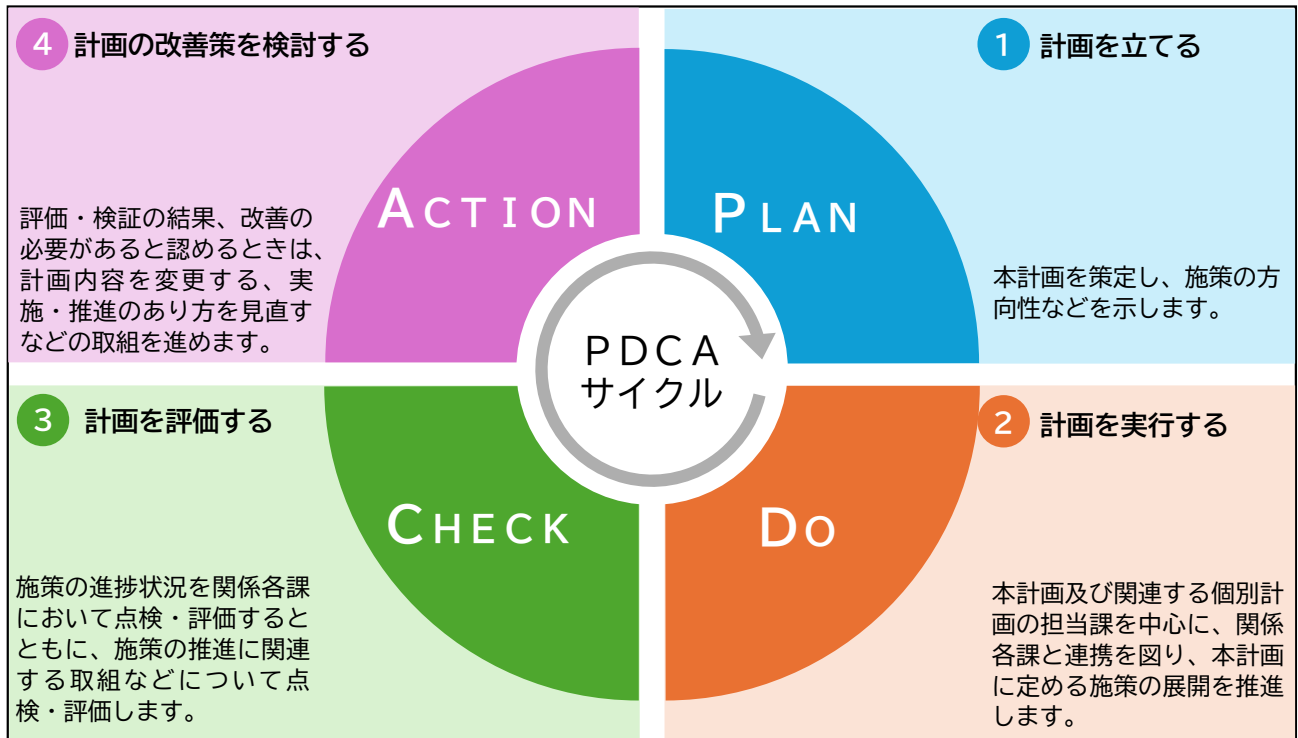
②災害時に備えた体制整備

施策	概要
防災に関する情報提供の充実	災害に関する緊急情報や災害時の避難場所について地域住民に伝える情報提供体制を充実させます。
地域の防災活動への支援	緊急時のネットワークづくりや防災マップの周知等を行います。 また、地域の自治会等を中心に実施する自主防災活動を支援します。
避難行動要支援者の支援体制の確立	災害時に自力での避難が困難な人たちを把握する避難行動要支援者名簿の見直しを1年に1回行うとともに、自治会、町内会、民生委員・児童委員による日常的な見守り活動を支援します。

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の点検・評価

計画の推進にあたっては、PDCAサイクルの考え方に基づき、計画の策定・実行・評価・検討を実施し、「富士河口湖町地域福祉計画策定委員会」で調査・審議を図ります。



2. 推進体制

本計画の推進にあたり、庁内関係各課、町民、ボランティア団体、地域組織、福祉サービス提供者、社会福祉協議会等の関連する組織・団体と連携・協働しながら計画を推進し、庁内においては、関係各課で情報共有を図り、分野横断的な支援にも対応できる体制を構築します。また社会情勢の変化にも柔軟に対応し、必要に応じて見直しを行うこととします。

資料編

1. 用語解説

【50 音順】

《ア行》

* NPO（エヌピーオー）

Non-Profit-Organization の略で、様々な社会貢献活動を行う民間の非営利組織のこと。このうち、特定非営利活動促進法（通称：NPO 法）に基づいて、法人格を取得した法人のことを「NPO 法人」という。

《サ行》

* 社会福祉協議会

社会福祉法によって位置付けられた、民間の社会福祉活動の推進を図る非営利組織のこと。ホームヘルプ事業やデイサービス事業などの各種福祉サービスの提供や、ボランティア活動に関する相談や受け付けなど、地域福祉活動の拠点としての役割を担っている。

《タ行》

* 地域サロン

高齢者や障がいのある方、子育て中の方など置かれている状況にかかわらず地域に住む人が誰でも参加でき、つながりを深めていくことができる場所のこと。

* 地域包括支援センター

地域に住んでいる 65 歳以上の高齢者やその家族、または高齢者支援の活動にかかわっている人を対象とした、高齢者の健康面や生活全般の相談を受け付ける総合相談窓口のこと。社会福祉士や保健師などの専門職が在籍しており、本人の状況に応じて必要なサービスを提案する。

* 特殊詐欺

犯人が被害者の親族や公共機関の職員を名乗り被害者を信頼させ、現金やキャッシュカードを騙し取ったり、犯人の口座に振り込ませる詐欺のこと。オレオレ詐欺や架空料金請求詐欺等の手口がある。

《ナ行》

* ニッポン一億総活躍プラン

平成 28 年 6 月に閣議決定された、日本政府が推進する「一億総活躍社会」を実現するための計画のこと。名目 GDP 600 兆円、希望出生率 1.8、介護離職ゼロという 3 つの目標を達成するために、「希望を生み出す強い経済」「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」からなる「新三本の矢」を一体的に推進している。

《八行》

*バリアフリー

高齢者や障がい者だけに限らず、すべての人が社会に参加する上でのソフト面・ハード面での障壁（バリア）を取り除くこと。

*避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等の特に配慮を必要とする人（要配慮者）のうち、自ら避難することが困難で支援が必要な人のこと。

*保護司会

再犯や再非行を防止するために、犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再び社会に戻れるよう支援するボランティアのこと。保護観察などによって犯罪や非行をした人が立ち直ることができるよう支援したり、「社会を明るくする運動」などを通じて、地域の方々に理解と協力を得て、地域全体で立ち直りの醸成を促す活動に取り組んでいる。

《マ行》

*民生委員・児童委員

「民生委員法」に基づいて、厚生労働省から委嘱された非常勤の地方公務員のこと。住民の立場に立って生活上の相談に応じて適切な支援やサービスにつないだり、高齢者や障がい者の見守りや安否確認を行うなど、地域の福祉を担っている。

また、児童福祉法において、すべての民生委員は児童委員を兼ねると定められており、子どもたちが安全に過ごせるよう見守り活動や、子育ての不安などの相談対応も行っている。

《ヤ行》

*ヤングケアラー

本来、大人が担うような家事や家族の世話を日常的に行っている子どものこと。その責任や負担の重さから、学業や友人関係に影響を及ぼすことがある。

*ユニバーサルデザイン

年齢や性別、文化の違い、障害の有無にかかわらず、はじめから誰もが（ユニバーサル）使いやすく利用できる製品・施設・情報の設計（デザイン）のこと。自動ドアや多目的トイレなど、身近なところで様々なユニバーサルデザインが取り入れられている。

2. 富士河口湖町 第3期地域福祉計画策定委員名簿

氏名	所属	区分	備考
外川 満	富士河口湖町議会文教社会常任委員長	議会	委員長
小佐野 清司	富士河口湖町民生委員児童委員協議会長	団体	副委員長
渡辺 学	富士河口湖町身体障害者福祉会 会長	団体	
宮下 正	富士河口湖町保護司会	団体	
古屋 賢一	富士河口湖町人権擁護委員 会長	団体	
外川 亮介	自治会連合 会長	地域	
三浦 宗治	富士河口湖町社会福祉協議会事務局長	議会	
堀内 進	富士河口湖町健康増進課長	識見	
鎌倉 修	富士河口湖町子育て支援課長	識見	

事務局

氏名	所属	区分	備考
小林 久弥	富士河口湖町福祉推進課長		
倉澤 美由紀	富士河口湖町福祉推進課長補佐		
外川 雄一郎	富士河口湖町福祉推進課 障害福祉係長		
流石 和哉	富士河口湖町福祉推進課 社会福祉係		

富士河口湖町 第3期 地域福祉計画

令和7年3月

富士河口湖町

富士河口湖町 福祉推進課 社会福祉係

〒401-0392 山梨県南都留郡富士河口湖町船津 1700 番地

T E L : 0555-72-6028

F A X : 0555-72-6027

<https://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp/>